

北九州市障害者支援計画

(平成30年度～平成34年度)

素案

平成29年12月

北九州市

目 次

【 総 論 】

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) これまでの本市の取り組み.....	1
(2) 国の動き.....	2
2 計画の位置づけ.....	5
(1) 3つの法定計画を包含した計画.....	6
(2) 北九州市基本計画の分野別計画.....	6
(3) 前計画における取り組みの成果と課題を踏まえた計画.....	7
(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案等を踏まえた計画.....	7
3 計画の概要.....	8
(1) 計画の期間.....	8
(2) 計画の対象.....	8
第2章 本市の現状.....	9
1 障害のある人の状況.....	9
(1) 障害のある人の数.....	9
(2) 障害種別の状況.....	10
2 障害のある人を取り巻く状況.....	13
(1) 暮らしの状況.....	13
(2) 支援体制と障害福祉サービス.....	17
(3) 日中活動と就労、社会参加.....	20
(4) 地域生活と防災、人権.....	22
(5) 市政への要望や意見.....	24

目 次

【 北九州市障害者計画 】

第3章 北九州市障害者計画の概要	27
1 計画の基本理念	27
(1) 基本的な考え方	27
(2) 国の障害者基本計画（第4次）のポイント	28
(3) 基本理念	29
2 すべての施策に共通する横断的視点	30
3 計画の基本目標	32
4 計画の体系	33
第4章 具体的な取り組み	34
1 基本目標と施策の分野	34
2 基本的な施策	36
【基本目標Ⅰ 安心して暮らすための支援体制の整備】	
分野 1 生活の支援（障害福祉サービスの充実）	36
分野 2 保健・医療の推進	42
分野 3 地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）	48
【基本目標Ⅱ 豊かな社会生活と自立の支援】	
分野 4 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）	56
分野 5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進	64
分野 6 文化芸術活動・スポーツ等の振興	71
【基本目標Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現】	
分野 7 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）	76
分野 8 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）	82
分野 9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）	87
分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	92
分野11 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進）	98

目 次

【 第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画 】

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要.....	104
1 計画の基本理念.....	104
（1）基本的な考え方.....	104
（2）国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画のポイント.....	105
2 第4期北九州市障害福祉計画の進捗状況.....	106
3 計画で定める項目.....	115
第6章 成果目標及び活動指標等.....	116
1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）.....	116
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	116
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	118
（3）地域生活支援拠点等の整備.....	121
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	122
（5）障害児支援の提供体制の整備等.....	126
2 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）.....	130
（1）訪問系サービス.....	130
（2）日中活動系サービス.....	131
（3）居住支援・施設系サービス.....	136
（4）相談支援（計画相談支援、地域相談支援）.....	137
（5）障害児支援.....	139
（6）発達障害者支援関係.....	144
3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項.....	146
（1）市が実施する事業の内容.....	146
（2）各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策.....	147

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの本市の取り組み

本市では、平成18年に障害者基本法に基づく障害福祉分野の新たな市町村障害者計画として「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」を策定しました。

また、平成19年11月に、障害者自立支援法の施行による福祉サービス体系の再編を踏まえ、障害福祉サービスに関する事項について定めた「北九州市障害福祉計画（第1期）」を含む「北九州市障害者支援計画実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定しました。

さらに、平成21年3月に「北九州市障害福祉計画（第2期）」を策定するとともに、実施計画の見直しを行い、「北九州市障害者支援計画実施計画（拡充版）」を策定しました。

その後、国の障害福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し、平成23年度まで延長した「北九州市障害者支援計画（平成18年度～22年度）」の期間が、平成24年3月に満了することに伴い、障害者基本法に基づく「北九州市障害者計画」及び障害者自立支援法に基づく「北九州市障害福祉計画（第3期）」を包含する新たな「北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）」を策定しました。

さらに、障害者総合支援法をはじめとする障害福祉に関する各種法律の整備にあわせ、「北九州市障害者支援計画拡充版」を策定するとともに、「北九州市障害福祉計画（第4期）」を策定することにより、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今回、現行の支援計画が平成29年度で終了することから、平成30年度を初年度とする新たな「北九州市障害者支援計画」を策定するものです。

【 北九州市の障害福祉関係計画 】

H18～H22		23	H24～H29		H30～H34
障害者支援計画 (障害者計画)		延長 →	障害者支援計画		障害者支援計画
実施計画		→	障害者計画		障害者計画
		拡充版 →	拡充版		
H19～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画	
				第1期 障害児福祉計画	

(2) 国の動き

国では、平成18年度の障害者自立支援法の施行を端緒に、障害福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

特に「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年には障害者基本法が改正され、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとするいわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、「障害者権利条約」にいう「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

その後、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための新たな障害福祉施策が講じられました。

さらに、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が同年6月に制定されるなど、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直し等意識面・行動面の改革まで、国全体を挙げた大きな変革がなされました。

これらの法制度の整備等を踏まえ、平成26年1月には「障害者権利条約」が批准され、同年2月に発効しました。

その後、平成26年4月に、精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、「精神保健福祉法」が一部改正されるとともに、同年5月には、難病対策の基本となる「難病法」が成立し、平成27年1月から施行されました。

また、平成28年5月に障害者総合支援法の附則で規定された施行後3年を目途とする見直しとして、「障害のある人の望む地域生活への支援」、「障害のある子どもに対する支援の二つのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱とした「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正が行われました。

続いて、発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため、平成17年に施行された「発達障害者支援法」が平成28年5月に改正されるなど、時代の変化に即した新たな取り組みが進められています。

【 障害者自立支援法施行以降、障害者権利条約批准までの国の動き 】

「障害者自立支援法」施行（平成18年4月）

- 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 応益負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入

【国内法の整備等】

「障がい者制度改革推進本部」の設置（平成21年12月）

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備等、障害者制度の集中的な改革のため設置。
- 当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ

● 「障害者自立支援法」の一部改正（平成22年12月）

- ・ 障害者の範囲の見直し（発達障害者が障害者自立支援法の対象に）
- ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
- ・ グループホームの利用助成 等

● 「障害者虐待防止法」の制定（平成23年6月成立、平成24年10月施行）

- ・ 障害者虐待を発見した場合の通報の義務化
- ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等

● 「障害者基本法」の一部改正（平成23年7月成立、8月施行※一部を除く）

- ・ 目的規定や障害者の定義の見直し
- ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等

法の目的 共生社会の実現

地域における共生等

- 社会参加の機会の確保
- 生活の場の選択の機会の確保
- 意思疎通手段及び情報取得手段の選択の機会の確保

差別の禁止

- 障害を理由とする差別の禁止
- 合理的配慮に基づく社会的障壁の除去
- 差別禁止のための情報収集、整理及び提供

● 「障害者優先調達推進法」の制定（平成24年6月成立、平成25年4月施行）

- ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等

● 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正

（平成24年6月成立、平成25年4月施行※）

- ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
- ・ 障害者の範囲の見直し（難病が障害者の範囲に加えられる） 等

法の主旨 共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずる

理 念

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

● 「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月成立、平成28年4月施行※）

- ・ 障害者の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等

「障害者権利条約」批准へ

- 障害者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障。障害に基づく差別の禁止 等

【 障害福祉施策に関する法律等（障害者権利条約批准後） 】

年度	国の取り組み
平成 26 年 (2014)	2月 「障害者権利条約」発効
	4月 「精神保健福祉法」の一部改正（一部 28 年4月施行）
	5月 「難病法」が成立
平成 27 年 (2015)	1月 「難病法」の施行
平成 28 年 (2016)	「障害者差別解消法」の施行 4月 「障害者雇用促進法」の一部改正 (障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務)
	「成年後見制度利用促進法」の施行 5月 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正 「発達障害者支援法」の一部改正
平成 29 年 (2017)	3月 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

2 計画の位置づけ

(1) 3つの法定計画を包含した計画

「北九州市障害者支援計画」は、「北九州市障害者計画」及び「第5期北九州市障害福祉計画」、「第1期北九州市障害児福祉計画」を包含した計画として策定するものです。

① 「北九州市障害者計画」

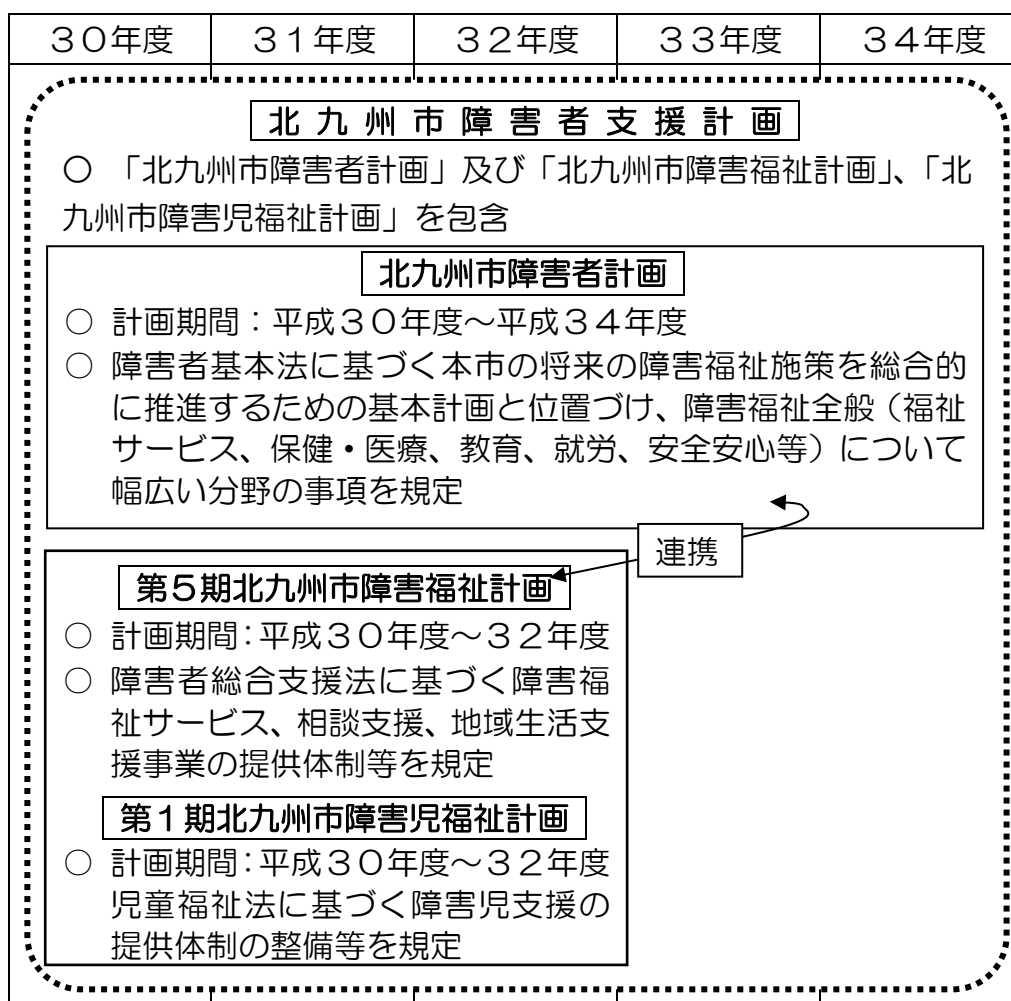
障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する「市町村障害者計画」。

② 「第5期北九州市障害福祉計画」及び「第1期北九州市障害児福祉計画」

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害のある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」。

これらの計画は相互に密接な関係があること、また、障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、本市では、この3つの計画を包含するものとして「北九州市障害者支援計画」を策定しました。

【 障害者支援計画と3つの法定計画 】



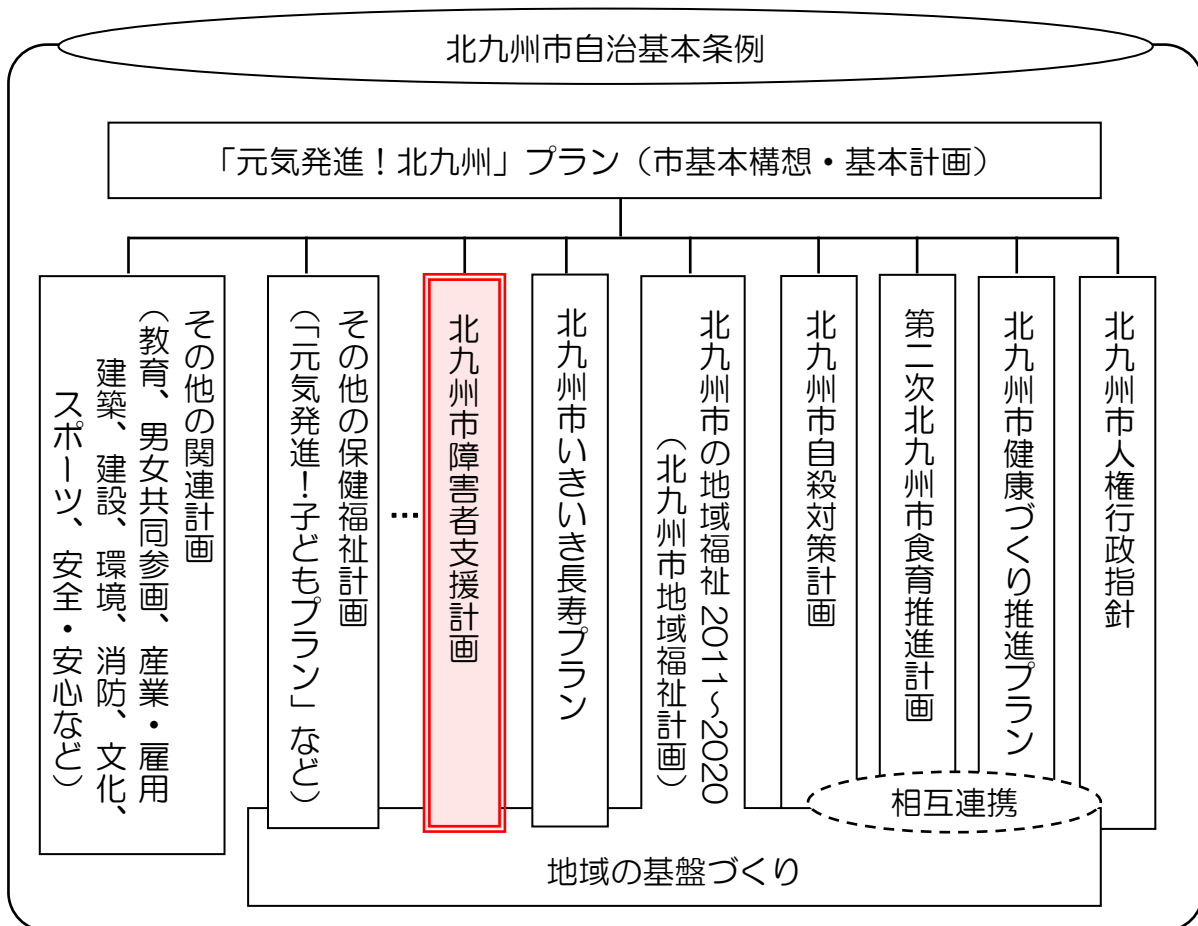
(2) 北九州市基本計画の分野別計画

「北九州市障害者支援計画」は、誰もが元気で安心して地域で生活できるまちづくりを目指した、本市の基本構想・基本計画である「『元気発進！北九州』プラン（平成20年度～32年度）」に基づく分野別の計画として位置づけられるものです。

このため、本計画の推進にあたっては、「『元気発進！北九州』プラン」の各分野別計画である「北九州市の地域福祉（北九州市地域福祉計画）」や「北九州市健康づくり推進プラン」、「北九州市いきいき長寿プラン（北九州市高齢者支援計画）」及び「元気発進！子どもプラン」等のその他の保健福祉計画や「北九州市特別支援教育推進プラン」等の関連する計画と相互に連携を図りながら、取り組みを推進します。

また、本計画の推進にあたっては、北九州市行財政改革大綱に基づき、「選択と集中」を行いながら、事業内容の精査、見直しを行っていきます。

【 北九州市障害者支援計画の位置づけ（条例・各種計画との関係） 】



(3) 前期計画における取り組みの成果と課題を踏まえた計画

これまで取り組んできた「北九州市障害者支援計画」（平成24年度～29年度）の理念を引き継ぐとともに、その実績や課題等を踏まえ、北九州市らしい新たな計画を策定しました。

なお、前期計画の実績や課題は、「北九州市障害者計画」の第4章の2基本的な施策において、分野ごとに整理しています。

(4) 実態調査の結果や幅広い意見、提案を踏まえた計画

今回の計画の策定にあたっては、平成28年度に行った「北九州市障害児・者実態調査」の結果や、障害福祉・保健・医療関係者や学識経験者、障害のある人やその家族等から構成される「北九州市障害者支援計画のあり方懇話会」及び障害者団体からの意見や提案等を可能な限り反映しました。

また、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」等やパブリックコメント、市議会等でいただいた意見等を踏まえて策定しました。

3 計画の概要

(1) 計画期間

北九州市障害者支援計画の期間は、平成30年度(2018年度)から34年度(2022年度)までの5年間とします。

また、本計画に含まれる「北九州市障害者計画」は、平成30年度(2018年度)から34年度(2022年度)までの5年間を計画期間とします。

なお、「第5期北九州市障害福祉計画」及び「第1期北九州市障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします。

今後、本計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法に準じて「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

第2章 本市の現状

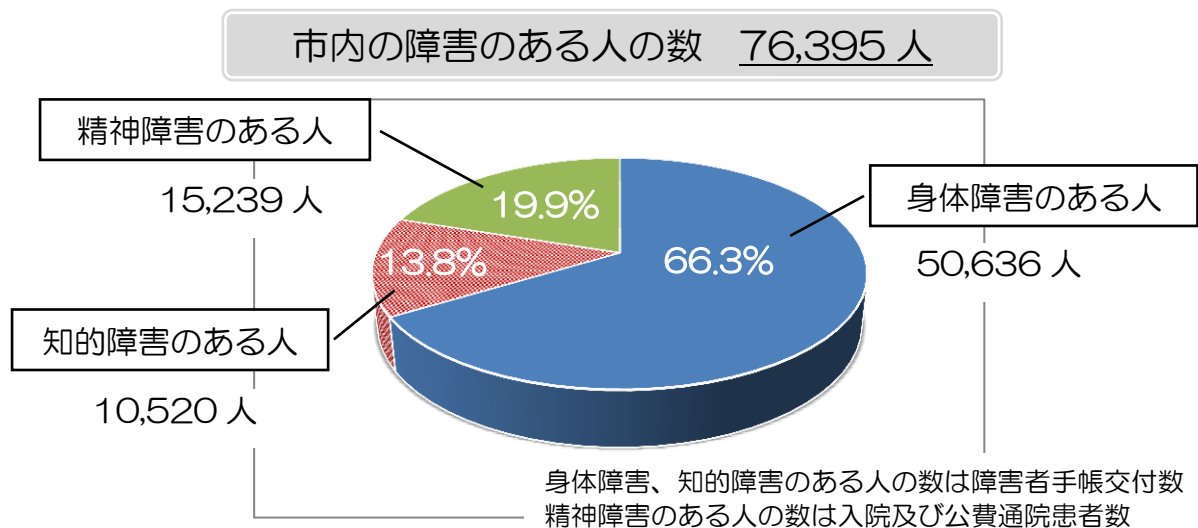
1 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の数

本市における平成29年3月末の身体障害、知的障害、精神障害のある人の数は、76,395人となっています。複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、市民（平成29年4月1日現在北九州市推計人口950,429人）の約8.0%が何らかの障害を有していることとなります。

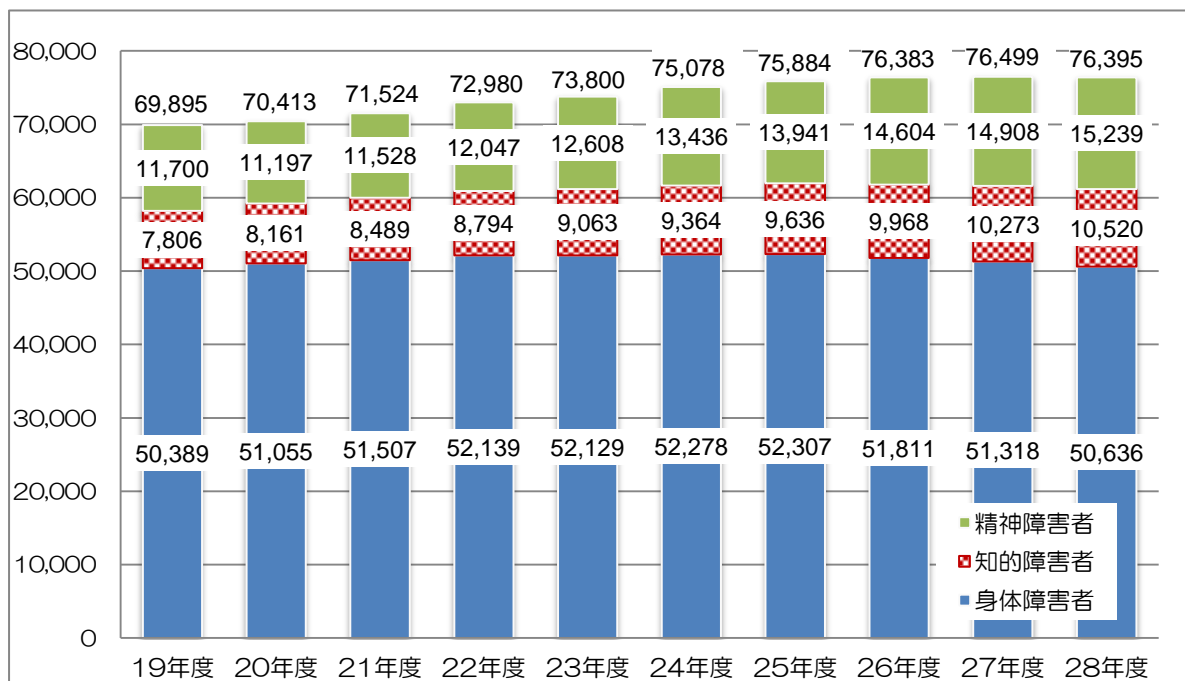
これを平成19年度末の69,895人（市人口の約7.1%）と比較すると、6,500人（9.3%）の増加、市の人口に占める割合も0.9%上昇しています。

【 市内の障害のある人の数 】



【 市内の障害のある人の数の推移 】

※各年度末



(2) 障害種別の状況

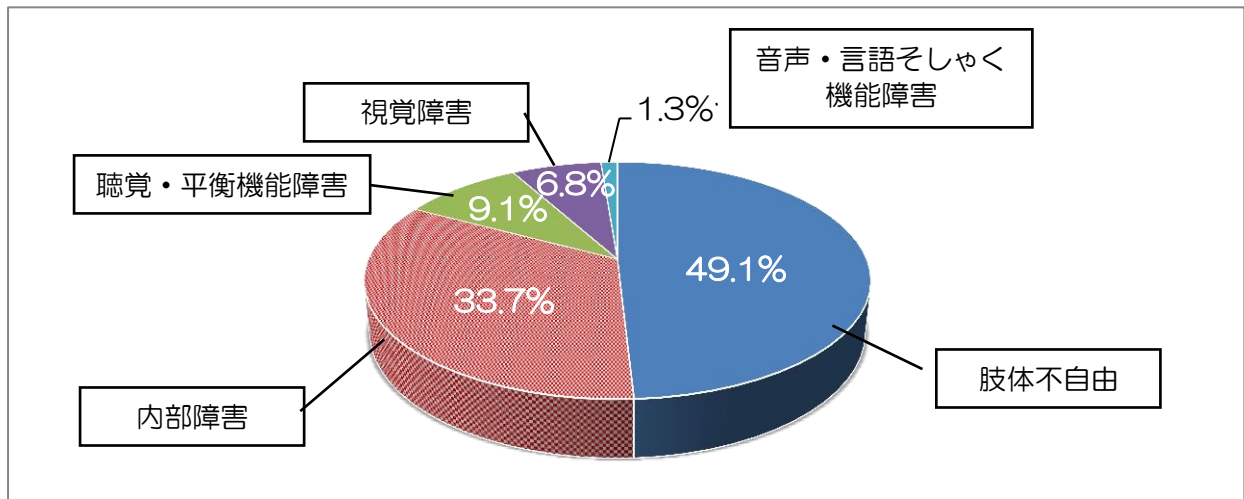
① 身体障害のある人の状況

平成 29 年 3 月末における本市の身体障害のある人の数は 50,636 人で、障害の種類別では、肢体不自由が 49.1%、内部障害が 33.7%、聴覚・平衡機能障害が 9.1%、視覚障害が 6.8%、音声・言語・そしゃく機能障害が 1.3%となっています。

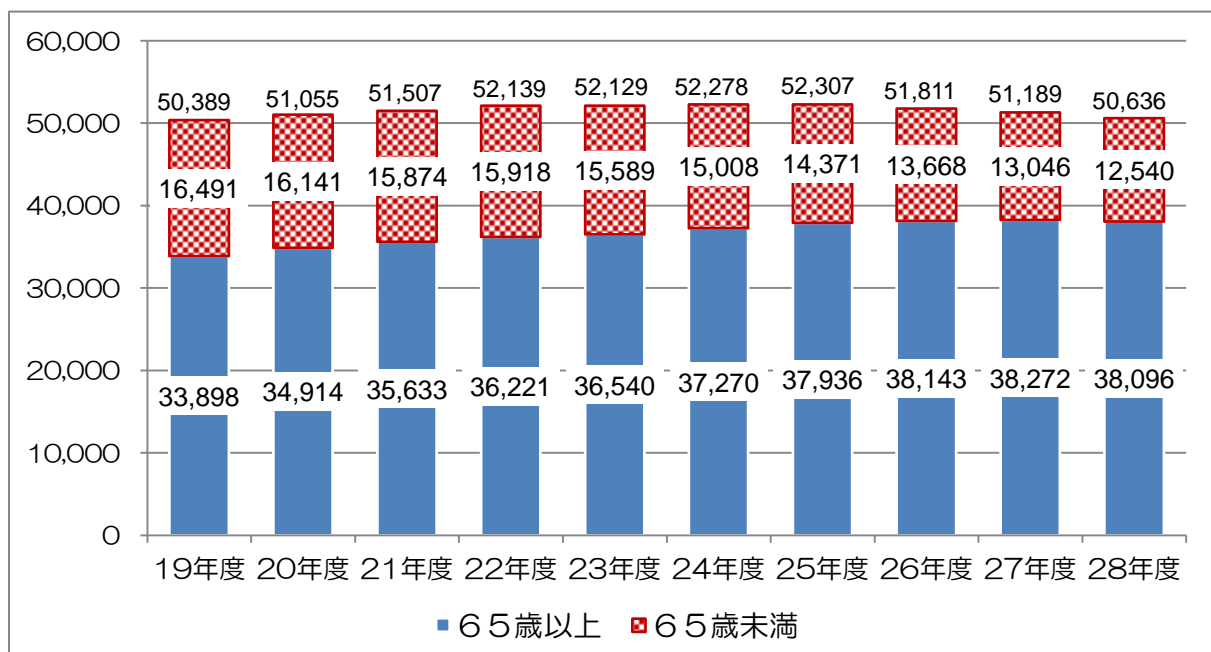
障害の等級別では、重度（1・2 級）が 24,090 人（47.6%）、中度（3・4 級）が 19,939 人（39.4%）、軽度（5・6 級）が 6,607 人（13.0%）となっています。

平成 19 年度からの推移をみると、身体障害のある人の総数は平成 25 年度をピークに減少傾向となっていますが、65 歳以上に限れば平成 27 年度まで増加しています。これに伴い身体障害のある人の人数全体に占める 65 歳以上の割合は年々増加しており、平成 19 年度末は 67%でしたが、平成 28 年度末には 75%となっています。特に内部障害や聴覚・平衡機能障害では 65 歳以上が 80%以上となっています。

【 身体障害のある人の障害の種類別割合 】



【 身体障害のある人の年齢別人数の推移 】



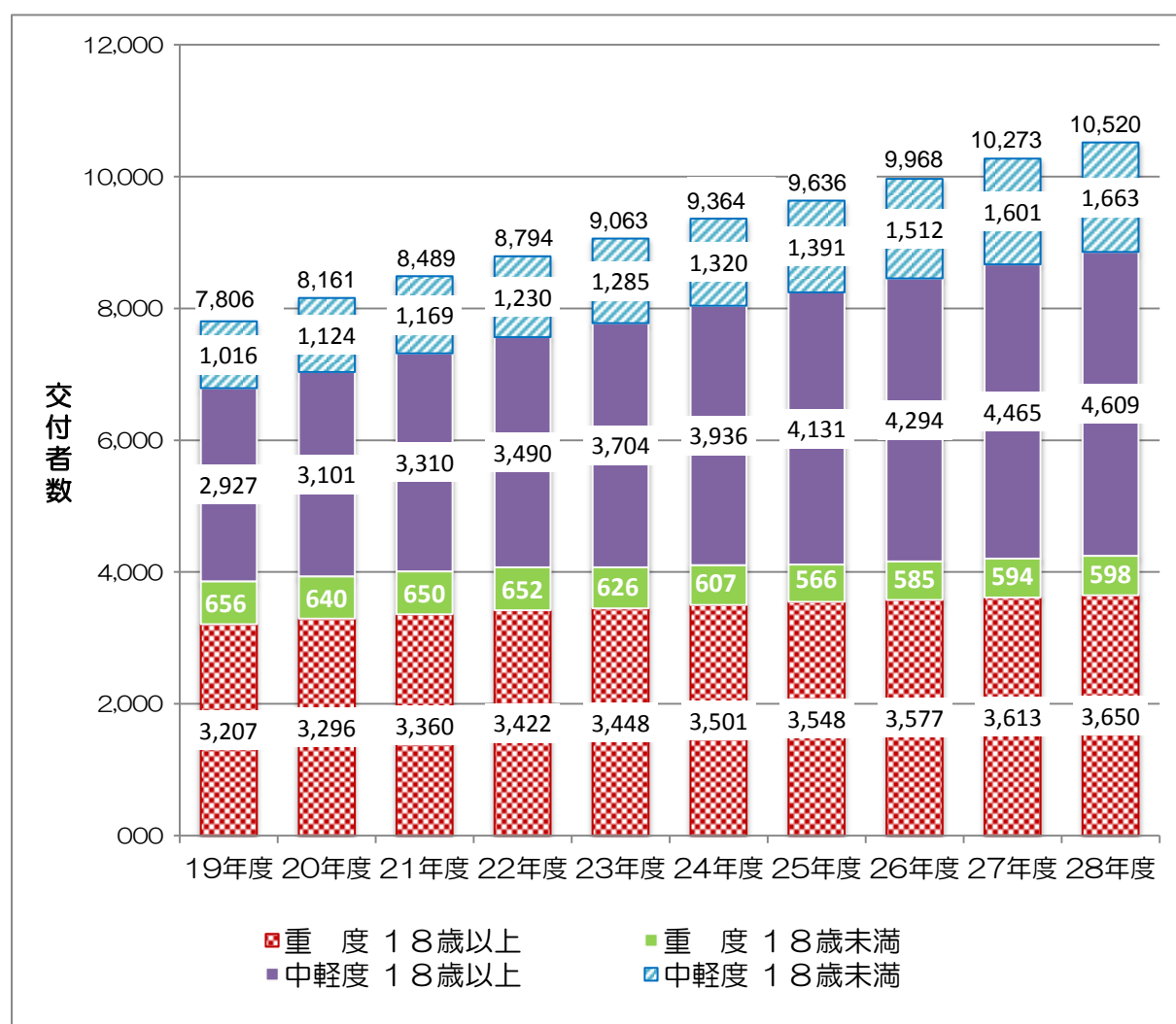
② 知的障害のある人の状況

平成 29 年 3 月末における本市の知的障害のある人の人数は 10,520 人で、障害程度別及び年齢別では、重度（A）の 18 歳以上が 3,650 人（34.7%）、重度（A）の 18 歳未満が 598 人（5.7%）、中軽度（B、C）の 18 歳以上が 4,609 人（43.8%）、中軽度（B、C）の 18 歳未満が 1,663 人（15.8%）となっています。

平成 19 年度からの推移をみると、療育手帳交付者数全体は平成 19 年度末の 7,806 人と比較すると 2,714 人（34.8%）増加しています。その中でも特に中軽度（B、C）の 18 歳未満の交付者数は 647 人（63.7%）増加しており、逆に重度（A）の 18 歳未満は 58 人（8.8%）減少しています。なお、本市の 18 歳未満の人口は平成 19 年度末から平成 28 年度末までに 5.6%減少しており、児童人口の減少だけが要因ではないことが窺われます。ただし、重度（A）の 18 歳未満は平成 25 年度末の 566 人を境にその後は微増傾向を示しており、今後も増加傾向が続くのか注視が必要です。

特に中軽度（B、C）の障害程度において療育手帳交付者数が増加していることについては、以前に比べ知的障害に対する認知度が高くなったこと、療育手帳を所持していることで受けられるサービスや制度が増えたこと等が要因として考えられます。

【知的障害のある人の障害の等級・年齢別人数】



③ 精神障害のある人の状況

平成29年3月末における本市の精神障害のある人の人数は15,239人で、平成19年度末の11,695人と比較すると30.3%増加しています。

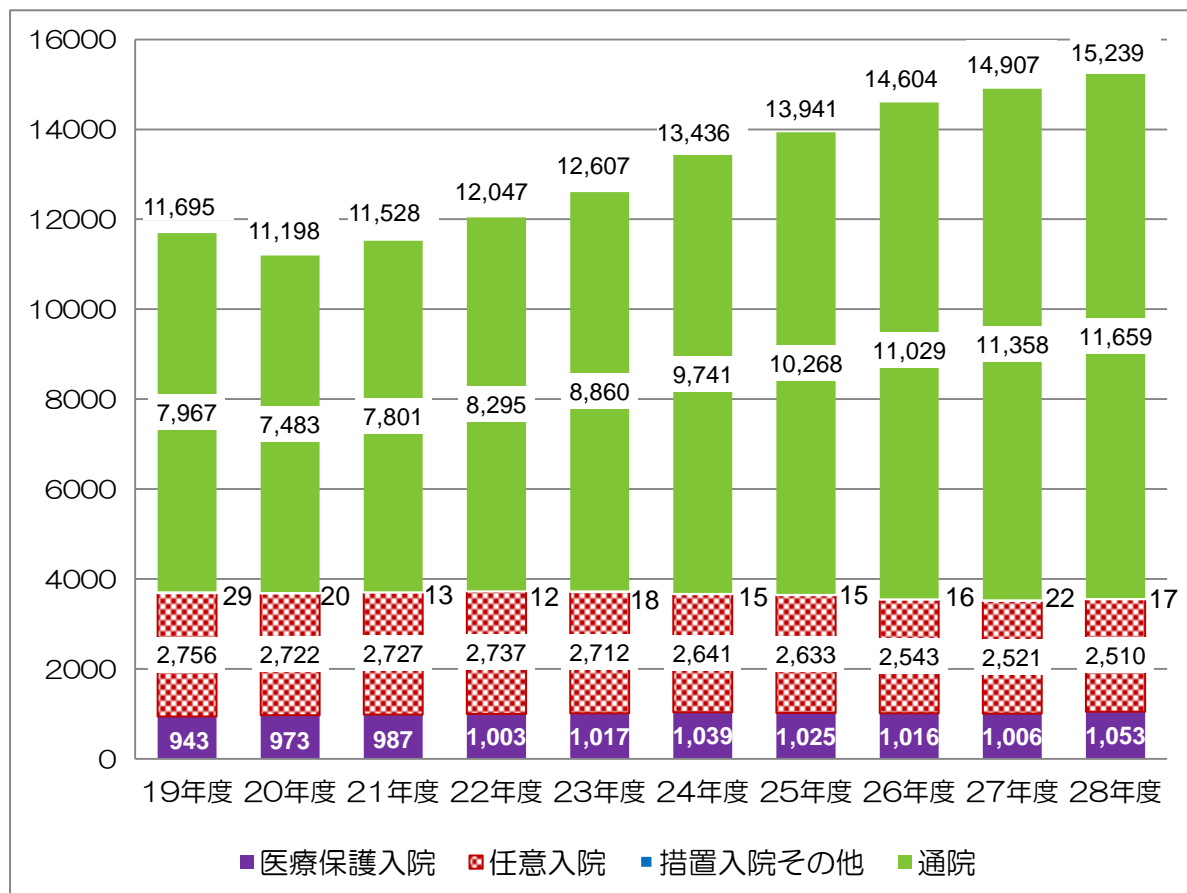
精神障害のある人については、入院及び公費通院医療を利用した精神疾患患者数を計上していることから、一過性の精神疾患のため、日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない人も含まれている可能性があります。

平成28年度末現在、精神科病院に入院して治療を受けている人は3,580人、自立支援医療（精神通院医療）を受給して通院治療を受けている人は11,659人となっています。平成19年度末との比較では、精神科病院に入院して治療を受けている人は148人（4.0%）減少し、自立支援医療（精神通院医療）を受給して通院治療を受けている人は3,692人（46.3%）増加しています。

なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成28年度末現在7,618人で、平成19年度末の3,297人と比較すると、4,321人（131.1%）増加しています。

障害の等級別では、重度（1級）が555人（7.3%）、中度（2級）が4,874人（64.0%）と最も多く、次いで軽度（3級）が2,189人（28.7%）となっています。平成19年度末との比較では、重度（1級）は116.0%増加、中度（2級）は139.0%増加、軽度（3級）は118.7%増加しています。

【精神障害のある人の入院・公費通院患者数】



2 障害のある人を取り巻く状況

本計画を策定するにあたって参考とするため、市内に居住する障害のある人や子どもの日常生活の状況やサービス利用状況等について調査を行いました。本節では、調査結果を中心に、障害のある人の生活実態やニーズ等、日常生活の状況や課題等について整理しました。

(1) 暮らしの状況

① 住まいについて

自宅で生活している障害のある人のほとんどは、家族または自分の持家に住んでいます。親や配偶者と同居している人が多く、高齢化の傾向にある身体障害のある人や難病患者の場合は、子どもとの同居もみられます。一方、障害のある子どもや発達障害のある人では、6割以上が兄弟姉妹とも同居しています。

なお、知的障害のある人は25.1%がグループホームや施設に入所しており、他の障害よりも高い入所率になっています。

【現在の住まい】

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (入院を 除く) (n=670)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病患者 (n=89)
自宅	88.3	69.4	95.9	94.6	90.8	97.7
あなた自身の持家	32.0	3.1	14.5	1.3	0.0	41.6
家族の持家	28.8	40.3	36.9	62.9	65.0	34.8
民間賃貸住宅	16.7	15.5	29.6	19.4	15.0	14.6
公共賃貸住宅	10.8	10.5	14.9	11.0	10.8	6.7
寮、社宅	0.6	0.6	1.0	0.4	3.3	0
グループホーム	0.9	9.6	0.6	0	2.5	0
入所型の施設	6.5	15.5	0.6	3.4	1.7	0
その他	2.5	3.3	1.6	1.3	0	1.1

【同居している人との関係】

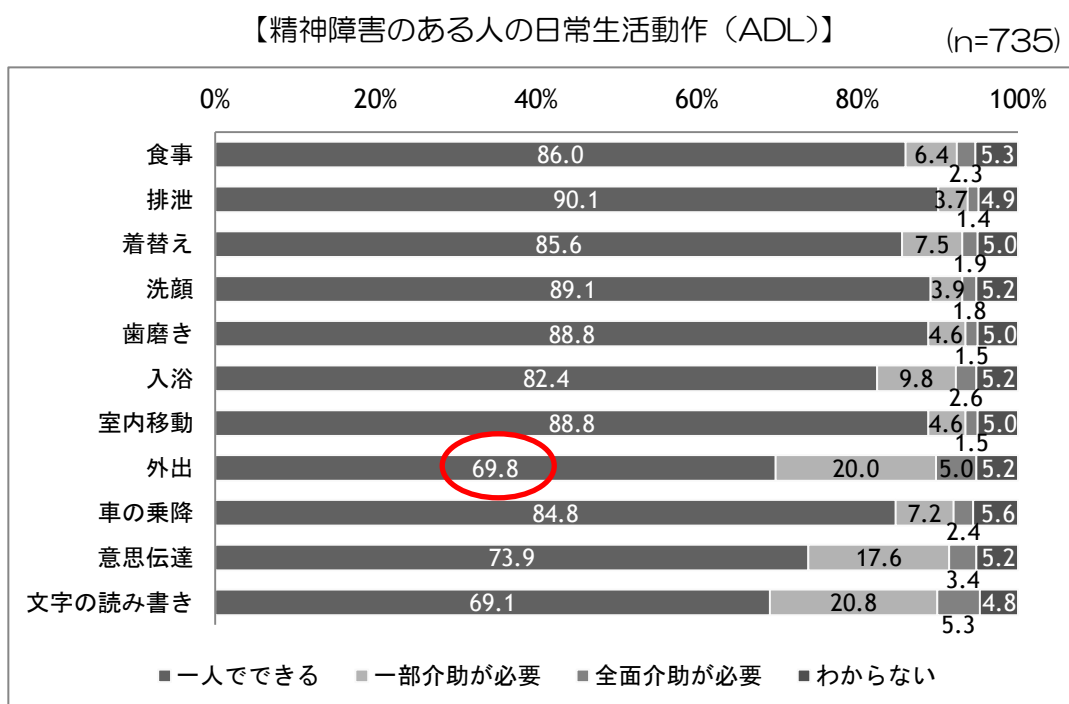
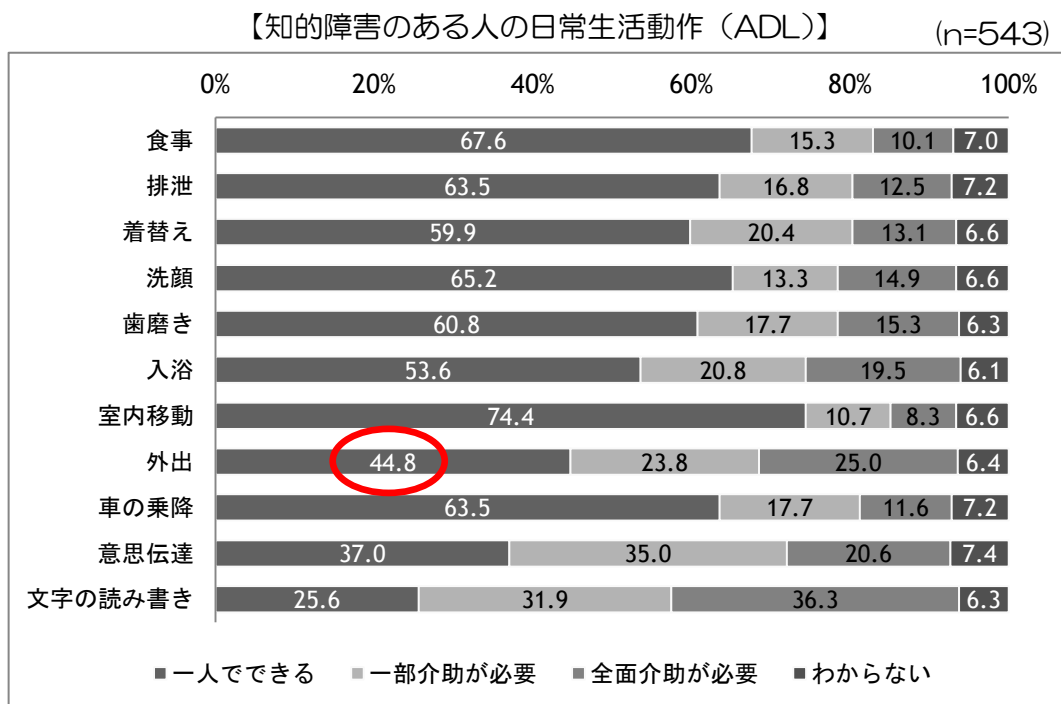
	身体障害 (n=953)	知的障害 (n=443)	精神障害 (n=484)	障害児 (n=234)	発達障害 (n=119)	難病患者 (n=74)
配偶者	59.8	5.6	41.3	0.9	0.8	82.4
親	23.9	63.0	48.1	95.7	95.0	18.9
子ども	38.3	5.6	26.7	0.9	0.8	31.1
祖父母	0.7	4.5	2.1	12.0	10.1	2.7
孫	5.8	0.2	0.8	0	0	4.1
兄弟姉妹	8.1	27.5	13.8	68.4	61.3	6.8
その他親族	1.7	1.1	1.9	0.9	1.7	0
寮や施設の仲間	5.0	22.1	0.6	3.0	4.2	0

② 暮らしについて（日常生活動作）

障害のある人の日常生活動作（ADL）は、特に身体障害のある人や難病患者等「一人でできる」の割合が高い障害種もありましたが、障害が重度である場合に限定してみると、限定しない場合と比較して「一人でできる」人の割合が全体的に少なくなっています。

たとえば「外出」が一人でできる人の割合は、知的障害のある人全体では 44.8% でしたが、重度に限定すると 30.2%、精神障害のある人全体では 69.8% でしたが、重度に限定すると 11.7% となっています。

重度心身障害のある人では、いずれの項目も 8～9 割の人が介助を必要としています。



【重度障害のある人のADL】

(%)

		重度身体障害 (n=823)	重度知的障害 (n=342)	重度精神障害 (n=43)	重度心身障害 (n=121)
食事	一人でできる	64.0	46.5	38.0	17.4
	一部介助が必要	14.2	14.0	29.8	17.4
	全面介助が必要	15.6	27.9	26.6	61.2
	わからない	6.2	11.6	5.6	4.1
トイレ	一人でできる	60.6	44.2	30.1	9.9
	一部介助が必要	12.0	14.0	32.2	14.9
	全面介助が必要	20.5	30.2	32.2	70.2
	わからない	6.8	11.6	5.6	5.0
着替え	一人でできる	56.4	41.9	27.2	9.1
	一部介助が必要	17.4	14.0	35.4	18.2
	全面介助が必要	20.4	32.6	33.0	70.2
	わからない	5.8	11.6	4.4	2.5
洗顔	一人でできる	64.2	48.8	33.0	14.9
	一部介助が必要	9.6	9.3	23.1	10.7
	全面介助が必要	19.3	27.9	39.2	71.1
	わからない	6.9	14.0	4.7	3.3
歯磨き	一人でできる	64.6	48.8	24.0	11.6
	一部介助が必要	11.7	16.3	31.9	15.7
	全面介助が必要	17.5	25.6	40.1	69.4
	わからない	6.2	9.3	4.1	3.3
入浴	一人でできる	51.2	39.5	17.3	7.4
	一部介助が必要	15.6	16.3	31.3	6.6
	全面介助が必要	27.3	37.2	47.7	81.8
	わからない	5.3	7.0	3.2	3.3
	無回答	0.6	0.0	0.6	0.8
室内移動	一人でできる	61.4	55.8	52.3	19.8
	一部介助が必要	15.7	16.3	21.9	24.8
	全面介助が必要	16.3	20.9	20.8	52.1
	わからない	6.7	7.0	5.0	3.3
外出	一人でできる	45.3	30.2	11.7	7.4
	一部介助が必要	18.2	14.0	31.6	9.1
	全面介助が必要	30.4	41.9	52.3	80.2
	わからない	6.1	14.0	4.4	3.3
車の乗降	一人でできる	50.2	44.2	35.4	9.9
	一部介助が必要	19.1	11.6	31.3	19.0
	全面介助が必要	24.3	27.9	28.1	66.9
	わからない	6.2	14.0	4.7	3.3
	無回答	0.2	2.3	0.6	0.8
意思伝達	一人でできる	63.2	30.2	12.0	10.7
	一部介助が必要	14.9	23.3	34.8	16.5
	全面介助が必要	15.2	27.9	47.4	67.8
	わからない	6.3	16.3	5.3	0.0
	無回答	0.4	2.3	0.6	5.0
文字の読み書き	一人でできる	48.1	25.6	6.4	5.8
	一部介助が必要	20.8	18.6	14.9	9.1
	全面介助が必要	24.8	41.9	74.0	81.8
	わからない	6.1	11.6	4.1	3.3
	無回答	0.2	2.3	0.6	0.0

備考) 身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち、それぞれ身体障害者手帳1-2級保持者、療育手帳A1-A2保持者、精神障害者保健福祉手帳1級保持者に限定している。発達障害者、難病患者については該当者が少ないため含めていない。

③ 暮らしについて（介助者）

主たる介助者である母親や配偶者の年齢は、障害のある子どもや、障害のある本人の年齢傾向が全体的に低い発達障害のある人を除き、5割以上が60歳を超え、2割以上が70歳を超える等、高齢化の傾向がみられます。

【主たる介助者の年齢】

	身体障害 (n=621)	知的障害 (n=344)	精神障害 (n=398)	障害児 (n=180)	発達障害 (n=112)	難病 (n=39)
10歳代	0.5	0.6	1.8	0.0	0.0	0.0
20歳代	1.9	0.9	4.3	3.3	0.9	0.0
30歳代	5.3	1.7	8.8	27.8	18.8	5.1
40歳代	11.6	11.3	12.1	57.8	44.6	17.9
50歳代	21.9	25.6	18.3	11.1	23.2	15.4
60歳代	29.3	29.4	28.4	0.0	9.8	28.2
70歳以上	26.4	25.9	21.6	0.0	0.9	30.8
わからない	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
無回答	2.7	4.7	4.5	0.0	1.8	2.6

地域生活を送る上で必要なこととして、「緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制」や「経済的な負担の軽減」「家族の負担軽減」という回答が多くなっています。

【地域で生活して行くために必要な支援（上位4位）】

〈複数回答〉

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (n=735)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病 (n=89)
1位	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(38.2%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(53.2%)	経済的な負担の軽減(42.0%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(63.7%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(75.0%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(43.8%)
2位	経済的な負担の軽減(32.6%)	経済的な負担の軽減(35.9%)	緊急時や困ったときにいつでも相談でき、必要な支援を受けることができる体制(38.8%)	経済的な負担の軽減(51.9%)	生活訓練や就労支援(48.3%)	経済的な負担の軽減(42.7%)
3位	家族の負担軽減(27.5%)	家族の負担軽減(30.9%)	家族の負担軽減(27.5%)	生活訓練や就労支援(51.9%)	家族の負担軽減(46.7%)	家族の負担軽減(40.4%)
4位	在宅でも適切な医療ケア等が得られるような支援(21.3%)	障害者に適した住居の確保(23.4%)	生活訓練や就労支援(16.5%)	家族の負担軽減(50.6%)	経済的な負担の軽減(43.3%)	在宅でも適切な医療ケア等が得られるような支援(38.2%)

(2) 支援体制と障害福祉サービス

① 生活に関する悩み等の相談について

生活に関する悩み・不安の相談相手としては、「家族や親せき」が最も多く、続いて「友人・知人」のほか「施設や事業所の職員」、「通院している医療機関の職員」が多く、また、障害のある子どもや発達障害のある人では「通園施設や学校等の先生」も多くなっています。

【生活に関する悩み・不安の相談相手（上位5位）】 〈複数回答〉

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (n=735)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病 (n=89)
1位	家族や親せき (59.8%)	家族や親せき (52.9%)	家族や親せき (58.4%)	家族や親せき (70.5%)	家族や親せき (76.7%)	家族や親せき (69.7%)
2位	友人・知人 (22.4%)	施設や事業所の職員 (37.2%)	通院している医療機関の職員 (32.1%)	通園施設や学校等の先生 (46.4%)	通園施設や学校等の先生 (24.2%)	友人・知人 (32.6%)
3位	施設や事業所の職員 (12.9%)	友人・知人 (13.6%)	友人・知人 (26.4%)	友人・知人 (36.3%)	施設や事業所の職員 (20.8%)	通院している医療機関の職員 (19.1%)
4位	通院している医療機関の職員 (10.4%)	相談支援事業所の専門員 (10.5%)	施設や事業所の職員 (12.5%)	施設や事業所の職員 (27.8%)	友人・知人 (16.7%)	障害者団体や家族会 (12.4%)
5位	行政の相談窓口 (4.0%)	通院している医療機関の職員 (7.6%)	行政の相談窓口 (4.9%)	通院している医療機関の職員 (16.5%)	通院している医療機関の職員 (9.2%)	職場の上司や同僚 (6.7%)

実際に利用したことのある相談機関としては、いずれの障害種も約2割が「区役所の相談窓口」を利用しており、障害のある子どもや発達障害のある人では、約6割が「総合療育センター」を利用しています。しかし、特定の相談機関を利用していない人も多くいました。

【実際に利用したことのある相談機関（上位3位）】 〈複数回答〉

	身体障害)	知的障害)	精神障害)	障害児)	発達障害)	難病)
1位	区役所の相談窓口 (23.6%)	区役所の相談窓口 (24.7%)	区役所の相談窓口 (22.4%)	総合療育センター (65.0%)	総合療育センター (58.3%)	区役所の相談窓口 (19.1%)
2位	ハローワーク (6.9%)	総合療育センター (22.1%)	ハローワーク (9.8%)	子ども総合センター (28.7%)	発達障害者支援センター (34.2%)	福祉用具プラザ北九州 (11.2%)
3位	相談支援事業所 (4.6%)	相談支援事業所 (13.1%)	精神保健福祉センター (5.6%)	区役所の相談窓口 (21.9%)	子ども総合センター (23.3%)	ハローワーク (11.2%)

※「相談機関を利用したことはない」と回答した割合

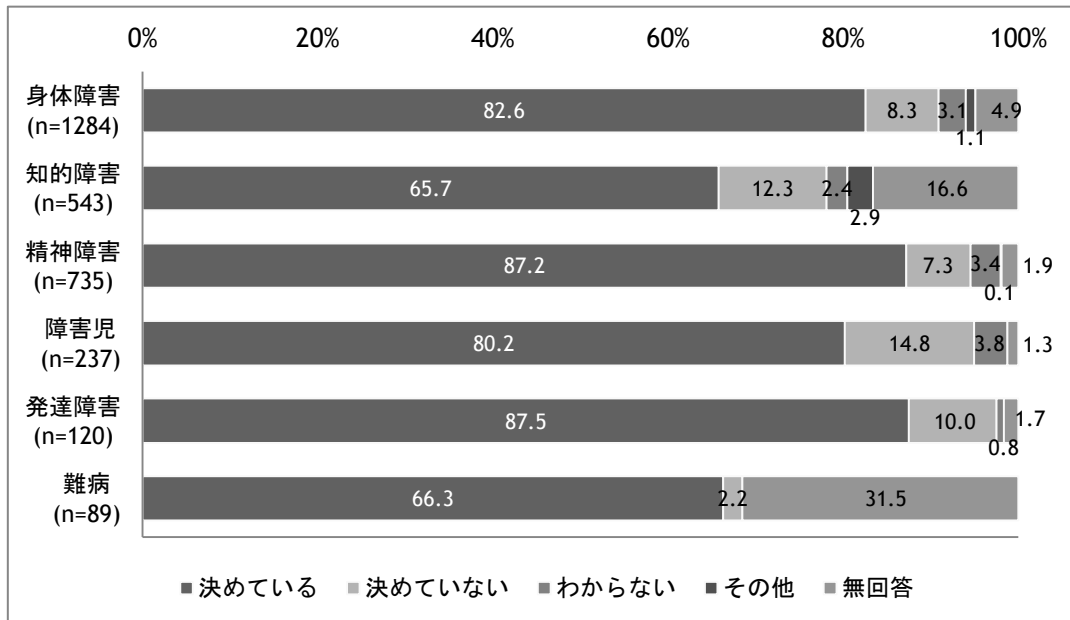
	身体障害	知的障害	精神障害	障害児	発達障害	難病
	44.9%	26.2%	42.7%	17.3%	17.5%	47.2%

② 医療機関の利用について

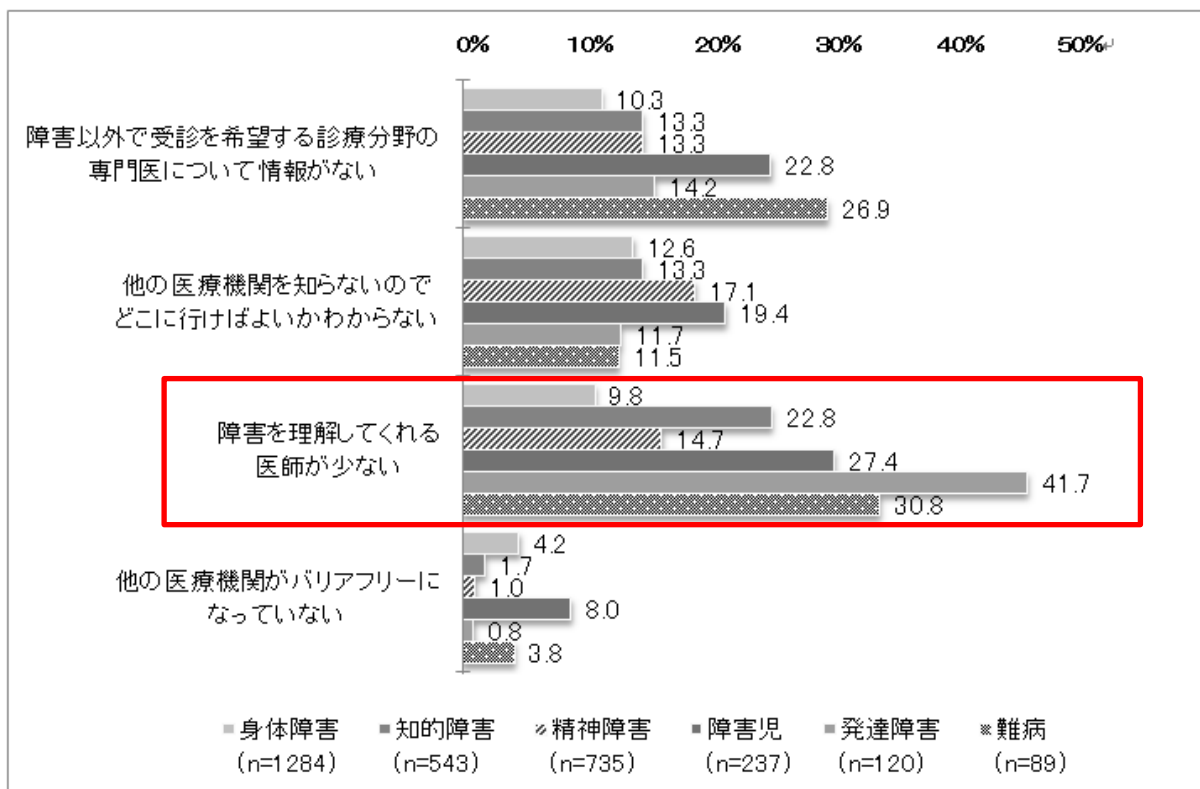
「かかりつけ医」を決めている人は6～8割程度です。

「かかりつけ医」や障害の専門医以外の診察で困ったこととして、発達障害のある人や難病患者、障害のある子どもにおいては特に、障害を理解してくれる医師が少ないことを指摘する回答が多くありました。

【「かかりつけ医」の有無】



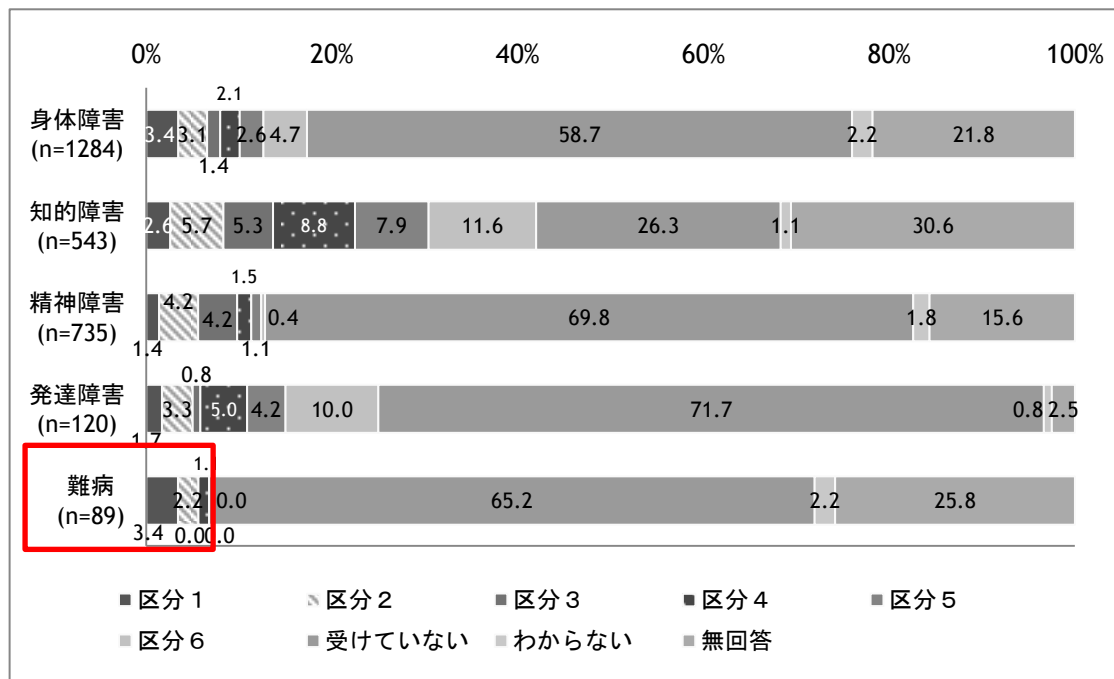
【「かかりつけ医」や障害の専門医以外の診察で困ったこと】



③ 障害福祉サービスの利用について

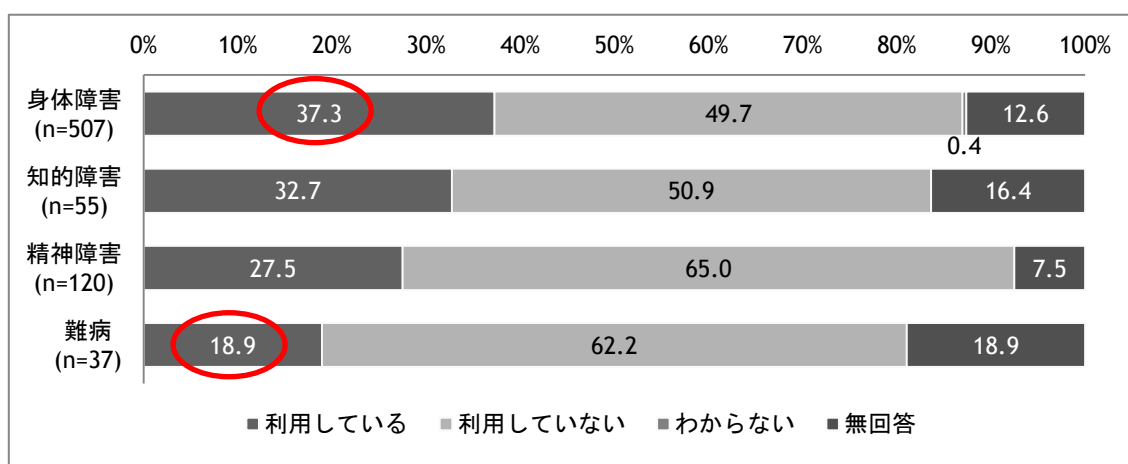
障害支援区分については、知的障害のある人の約半数が認定を受けていますが、身体障害や精神障害、発達障害のある人においては、回答者の約2割、難病患者では1割程度しか認定を受けていません。

【障害支援区分の認定状況】



65歳以上の回答者のうち、介護保険サービスを受けているのは身体障害のある人の37.3%が最も多く、最も少ない難病患者では18.9%となっています。

【介護保険サービスの利用状況（65歳以上）】

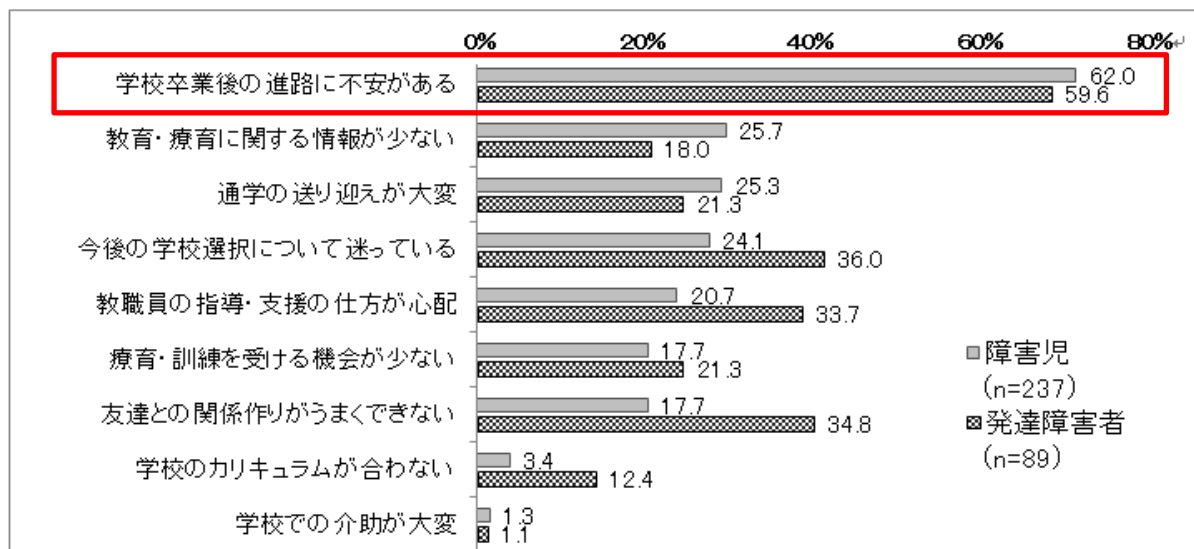


(3) 日中活動と就労、社会参加

① 学校や教育について

障害のある子どもや発達障害のある人の6割程度の人が、学校卒業後の進路に不安を感じています。

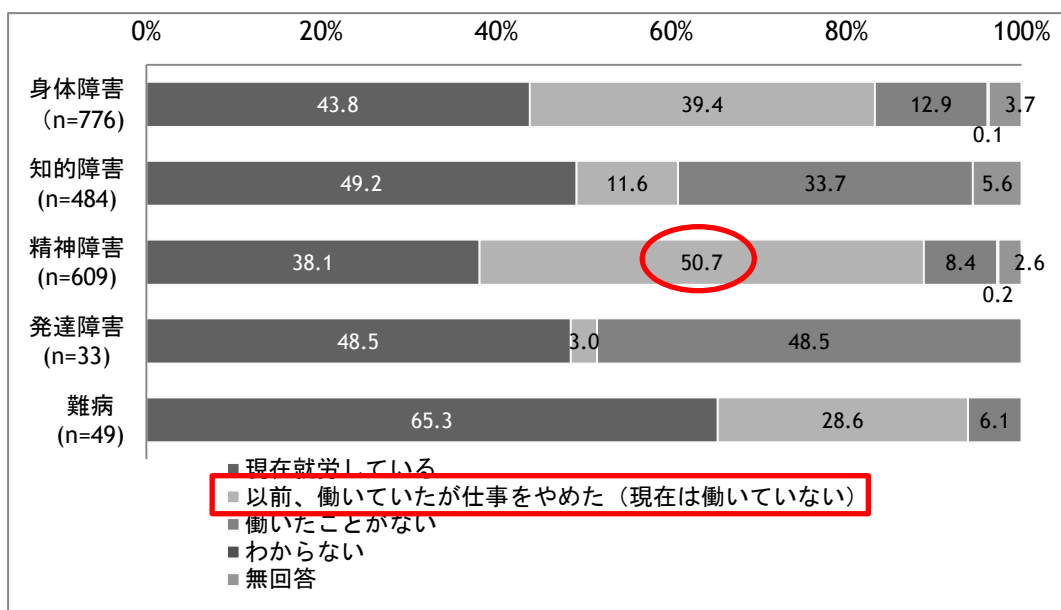
【学校での困りごと（障害のある子ども・発達障害のある人）】 〈複数回答〉



② 仕事について

回答者のうち生産年齢を中心とする18～64歳の人についてみると、4～6割が現在就労中ですが、精神障害のある人の場合は、以前、働いていたが仕事をやめた（現在は働いていない）人の割合が高い傾向がみられます。

【就労の状況】



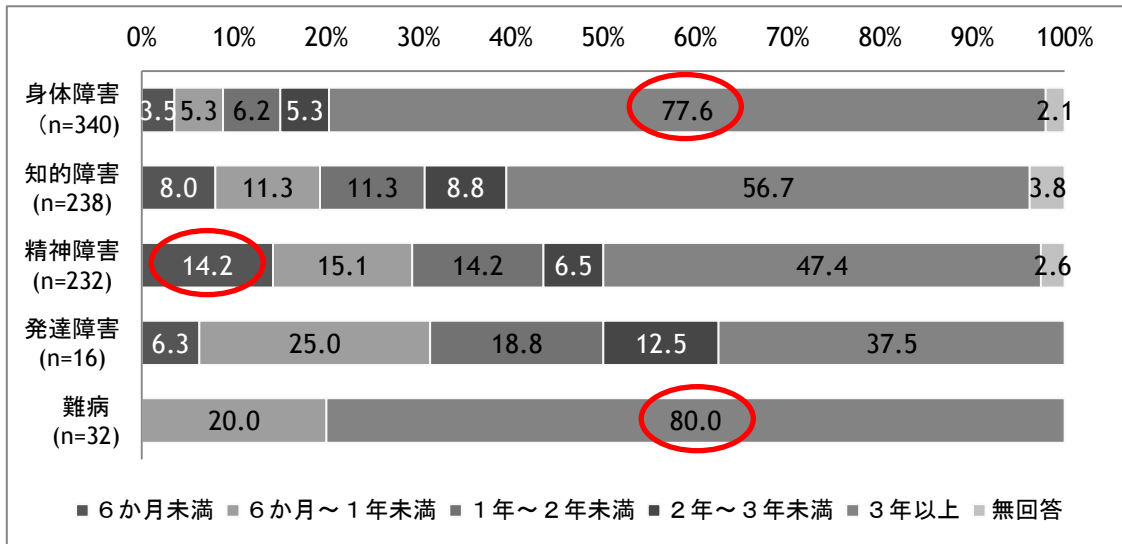
就労状況としては、身体障害のある人は正規雇用が最も多く、知的障害や発達障害のある人は事業所や作業所等で就労している割合が高くなっています。精神障害のある人や難病患者は、パート・アルバイト等の非正規雇用が最も多く、次いで正規雇用での就労が多くなっています。

【就労形態】

	身体障害 (n=340)	知的障害 (n=228)	精神障害 (n=232)	発達障害 (n=16)	難病 (n=32)
正規雇用（正社員）で、 他の社員と勤務条件等 に違いはない	46.5	7.6	29.3	0.0	18.8
正規雇用（正社員）で、 短時間勤務などの障害 配慮がある	5.0	5.0	3.0	0.0	9.4
パート・アルバイトな どの非正規雇用（短時 間労働や派遣社員な ど）	20.0	22.3	32.3	18.8	37.5
自営業	10.3	0.8	2.6	0.0	9.4
家族従事者	1.8	0.8	0.9	0.0	6.3
内職など	0.0	0.8	0.4	0.0	0.0
在宅勤務	0.3	0.0	0.4	0.0	0.0
就労移行支援事業所・ 就労継続支援事業所・ 小規模共同作業所など	11.8	54.9	27.2	75.0	9.4
その他	2.4	2.5	1.7	0.0	3.1
わからない	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0
無回答	2.1	3.4	2.2	6.3	6.3

就労継続期間では、身体障害のある人や難病患者の就労継続期間は他の障害よりも長期である割合が高くなっています。一方、精神障害のある人は就労継続期間が比較的短期でした。

【就労継続期間】



(4) 地域生活と防災、人権

① 災害時の対応について

災害時に必要な支援としては、「避難時の声かけ誘導」や「避難所等での障害に配慮した環境確保」、「避難時や避難所で、障害に対する周囲からの理解」が特に求められています。

【災害時に必要な支援】

〈複数回答〉

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (n=735)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病 (n=89)
避難時の声かけ誘導	40.3	56.9	41.8	61.6	70.0	36.0
避難時の介助	32.1	32.8	12.9	40.5	25.8	19.1
必要な補助用具の提供	12.9	8.8	8.0	11.8	4.2	9.0
投薬や透析等の専門的な医療支援	27.1	17.9	27.5	16.0	10.0	57.3
避難所等での障害に配慮した環境確保	32.6	40.5	25.7	50.2	56.7	36.0
避難時や避難所で、障害に対する周囲からの理解	24.1	43.3	24.1	50.6	60.0	37.1
災害情報や避難情報等がわかりやすい表示板や放送	19.4	20.1	19.3	21.5	28.3	28.1
周囲とのコミュニケーションを支援	10.7	25.8	16.3	28.3	39.2	13.5
社会福祉士やカウンセラー等の専門員の派遣	7.5	12.5	13.6	16.5	21.7	11.2
指定避難所以外の場所に避難している人への支援	17.8	24.3	17.6	27.0	33.3	22.5
その他	2.5	0.9	2.7	2.1	6.7	2.2

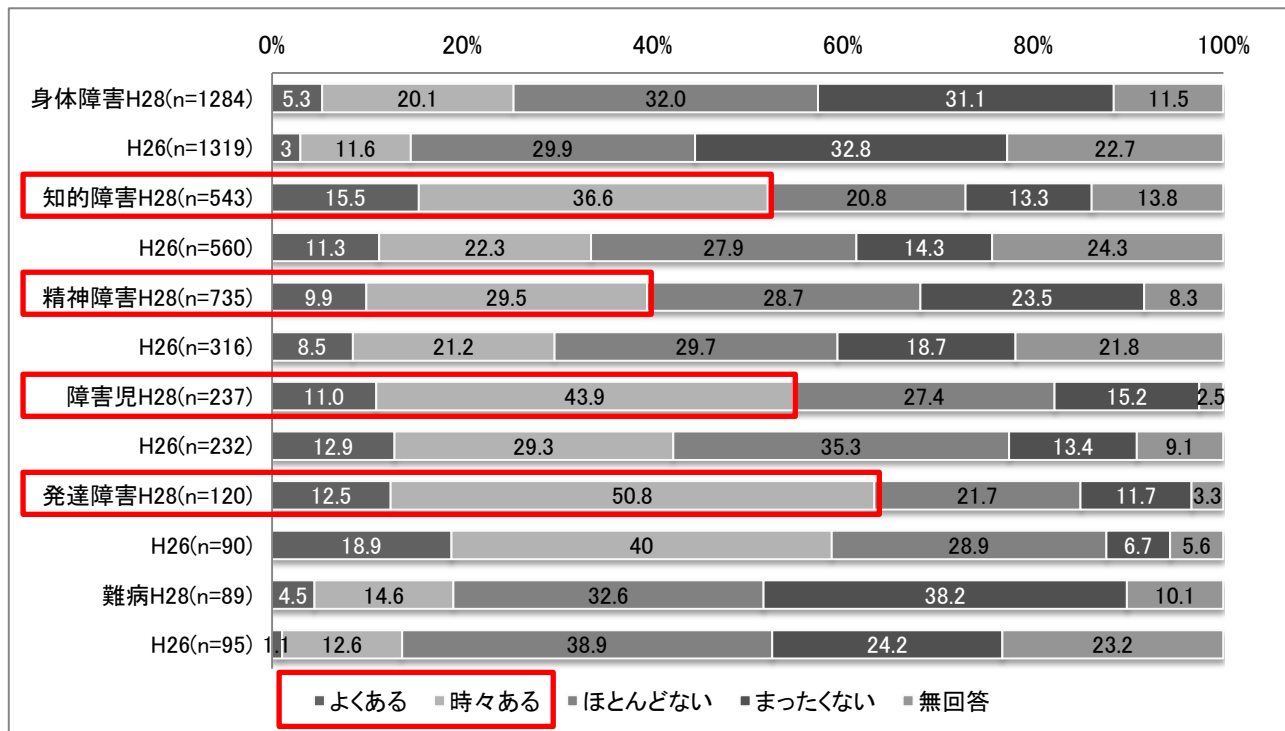
「その他」の具体例

- 多目的トイレ
- 障害に応じた食事の提供
- 避難所内での介助
- 福祉避難所への避難情報
- 避難場所でのルールをわかりやすく示して欲しい

② 障害のある人の人権や差別問題について

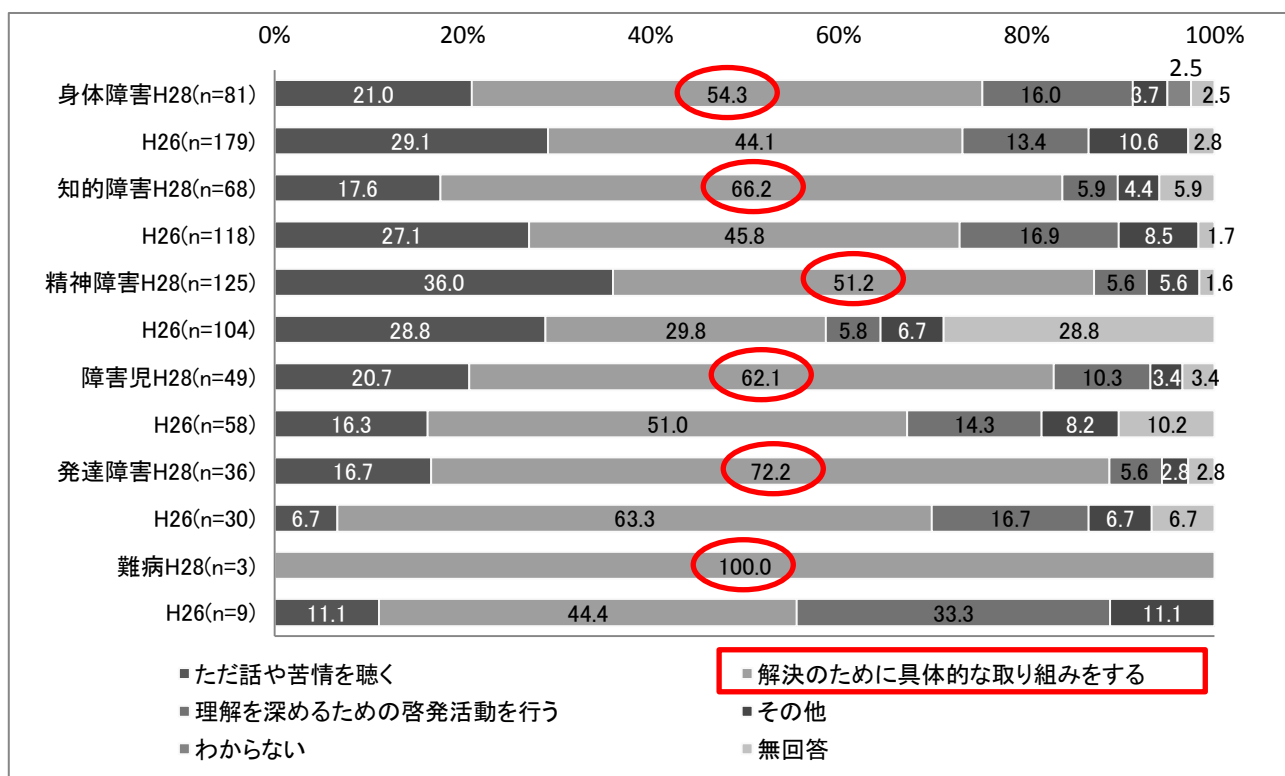
「差別を受けたり、いやな思いをしたことがある」と回答した人は、身体障害のある人と難病患者を除き、ほぼ半数にのぼっています。

【差別を受けた経験（対 26 年調査）】



相談相手に望んだ対応としては、「解決に向けた具体的な取り組みを望んだ」という回答が多くなっています。

【相談相手に望んだ対応（対 26 年調査）】



(5) 市政への要望や意見

① 障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援

障害のある子どもをもつ家族に対して必要な支援として要望が特に強いのは、「義務教育から高等教育や就職まで、切れ目なく相談できる体制」、「早い段階から教育に関する支援制度の情報を提供する体制」です。その他、「保護者が病気の時等、緊急時に対応してもらえる体制」等も多くなっています。

【障害のある子どもを持つ家族に対して必要な支援】

	〈複数回答〉 (%)	
	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)
早い段階から、教育に関する支援制度の情報を提供する体制	67.9	65.0
義務教育から高等教育や就職まで切れ目なく相談できる体制	79.7	81.7
障害のある子どもを持つ保護者の経験を共有する機会	51.1	44.2
通園、通学の支援	48.1	41.7
医療的ケアの必要な障害児の在宅での支援	21.9	11.7
休日でも、子どもを日中預けることができる支援の充実	42.2	32.5
保護者の就職活動や兄弟児の学校行事等で利用できる日中一時支援事業（日帰りショート）の充実	38.4	34.2
保護者が病気の時等、緊急時に対応してもらえる体制	52.3	50.8
障害のある子どもの兄弟姉妹への支援	44.3	39.2
子どもの障害について知識を得るための専門研修等	35.9	48.3
その他教育に関する相談支援	7.6	15.0
その他保護者の就労支援	8.9	5.8
その他家族等の負担を軽減する支援	17.3	15.0
日々の心配ごとや将来への不安を軽減する支援	19.8	22.5
その他の支援	4.6	5.8
新たな支援の必要は無い	0.4	0.8
わからない	2.5	2.5
無回答	1.7	5.0

② 今後力を入れて取り組んでほしいこと

国・県・市に特に力を入れてほしいこととして、「障害のある人の人権が守られるような取り組み」、「経済的負担・医療費負担の軽減」、「働く場を広げるための企業への働きかけや設備の改善、職業訓練等の充実」が共通して挙げられています。

また、障害のある子どもと発達障害のある人からは「適切な学校教育」や「障害のある子どもを早期から療育する体制の整備」も挙げられています。

【国や県・市等に力を入れてほしいこと】

〈複数回答〉 (%)

	身体障害 (n=1284)	知的障害 (n=543)	精神障害 (n=735)	障害児 (n=237)	発達障害 (n=120)	難病 (n=89)
地域での交流や障害のある人に対する理解を深めるような啓発・広報活動	21.5	21.7	23.4	20.3	24.2	22.5
障害のある人の人権が守られるような取り組み	27.8	40.0	38.0	39.2	35.0	16.9
障害のある人への虐待防止への取り組み	15.9	29.7	22.2	35.9	31.7	11.2
働く場を広げるための企業への働きかけや設備の改善、職業訓練等の充実	22.0	24.3	34.3	52.7	41.7	21.3
障害福祉サービス事業所等の物品やサービスの受注増や販路開拓・拡大を支援する取り組み	6.9	13.6	5.9	13.5	10.0	7.9
障害のある子どもを早期から療育する体制の整備	9.4	17.5	8.6	38.0	47.5	10.1
適切な学校教育	14.3	15.8	17.1	46.4	56.7	14.6
医療費負担の軽減	30.5	24.7	41.5	28.3	22.5	36.0
年金や交通費の割引制度等を充実させることによる経済的負担の軽減	41.8	36.3	45.7	30.0	22.5	36.0
福祉サービスに関わる人材の育成やサービスを提供する事業所の質の確保	14.7	22.1	11.2	24.5	33.3	11.2
障害のある人やその家族によるセルフヘルプ活動等の当事者活動の推進	6.8	8.5	6.5	9.7	7.5	2.2

北九州市障害者計画

第3章 北九州市障害者計画の概要

1 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

障害者基本法第1条に規定されているように、障害福祉施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害福祉施策の基本的な方向を定めます。

また、障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえた上で、障害者基本法の各基本原則にのっとり、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(2) 国の障害者基本計画（第4次）のポイント

国は、障害者基本法に基づき、平成30年度から34年度を計画期間とする障害者基本計画（第4次）を策定しています。

国の障害者基本計画（第4次）では、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されているとし、目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をいう。以下同じ。）において、成熟社会における我が国の先進的な取り組みを世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
- 障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会

本市計画においても、国の障害者基本計画（第4次）の基本的な考え方や新たな施策を反映し、障害福祉施策を進めます。

(3) 基本理念

全ての障害のある人が、障害のない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害福祉施策を実施することとして基本理念を定めます。

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、
互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことのできる
共生のまちづくり

～ 障害があっても一人の市民として、

自分らしく生活できる地域社会の実現 ～

2 すべての施策に共通する横断的視点

(1) 当事者本位の総合的な支援 (生涯を通じた切れ目のない支援)

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、芸術文化・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、生涯を通じた切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害福祉施策は、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害のある人の支援は障害のある人が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害のある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害のある人の家族をはじめとする関係者の支援も重要であることに留意します。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

(2) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (一人ひとりに応じた個別的な支援)

障害のある人一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。

その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

障害に加えて年齢や性別等により、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するよりきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害福祉施策を策定し、実施する必要があります。

例えば、障害のある子どもは、成人の障害のある人とは異なる支援を行う必要があることに留意する必要があります。また、障害のある高齢者に係る施策については、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。さらに、障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれていることがあることから、こうした点も念頭において障害福祉施策を策定し、実施することが重要です。

(3) 計画的かつ実効性のある取り組みの推進

障害福祉施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、市関係部局は情報の共有化と相互間の緊密な連携・協力を図ります。

各分野において障害福祉施策の一義的な責任を負うこととなる各業務所管課は、本計画に掲げるそれぞれの分野における具体的な施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施します。

各業務所管課は、障害のある人やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本計画に基づく取り組みの計画的な実施に努めます。また、障害福祉施策を適切に講ずるため、障害のある人の状況や障害福祉施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、障害のある人の性別、年齢、障害種別等の観点に留意しつつ、その充実を図ります。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障害福祉施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

市の付属機関である北九州市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、市全体の見地から本計画の実施状況及びその効果を把握・評価し、市の取り組みを監視します。

さらに、障害のある方の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、市における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、障害福祉関係団体、地域福祉団体等の協力を得るよう努めます。

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して暮らすための支援体制の整備

障害のある人の日々の暮らしを支えるために、必要なサービスを適切に提供する仕組みと利用しやすい相談体制の充実を図るとともに、地域全体で生活を支える体制づくりに取り組みます。

これにより、障害のある人が自らの決定に基づいて、身近な地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標Ⅱ 豊かな社会生活と自立の支援

障害のある人の自立や社会参加を推進するために、障害の特性を踏まえた教育や適性に応じてその能力を発揮できる就労、芸術・文化・スポーツ等に親しむことができる社会環境の整備に取り組みます。

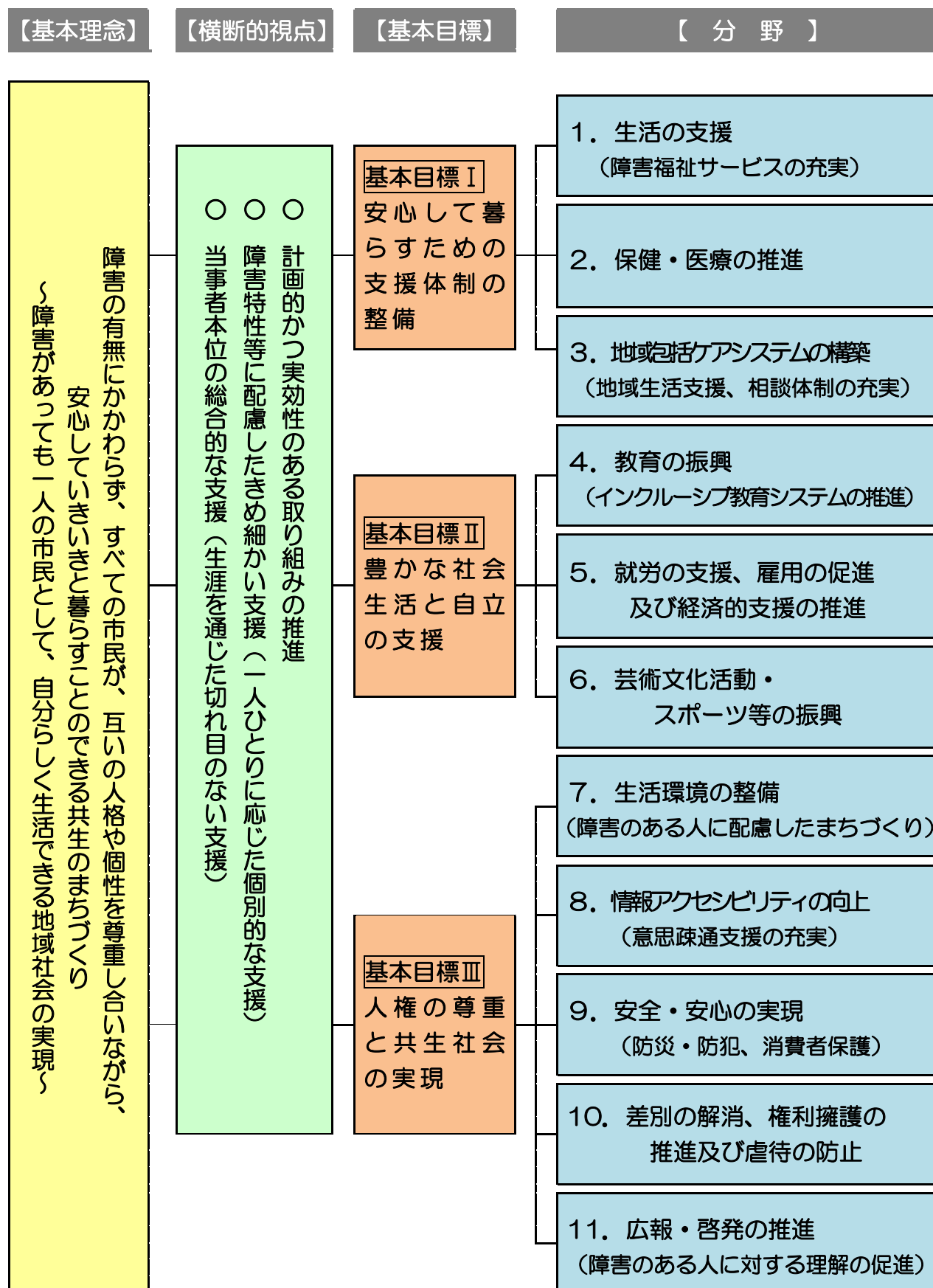
これにより、障害のある人が社会を構成する一員として、自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

基本目標Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くために、障害に配慮したまちづくりや情報提供の充実に取り組むとともに、市民が障害や障害のある人について正しく理解できるよう広報や啓発に努めます。

これにより、障害のある人と障害のない人が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らすことのできる社会を目指します。

4 計画の体系



第4章 具体的な取り組み

1 基本目標と施策の分野

【基本目標Ⅰ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野1 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害福祉サービスの質の向上等
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (4) 福祉用具等の普及促進

分野2 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

分野3 地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）

- (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援

【基本目標Ⅱ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野4 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 福祉的就労の底上げ
- (5) 経済的支援の推進

分野6 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

【基本目標 Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野7 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

分野8 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

分野9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実

分野11 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進）

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (3) ボランティア活動等の推進

2 基本的な施策

【基本目標Ⅰ 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野1 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）サービス等利用計画の適切な実施

障害者総合支援法の施行や児童福祉法の改正による障害福祉サービス等支給決定プロセスの見直しに伴い、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を促進しました。

また、基幹相談支援センターや高齢者・障害者相談コーナー等の連携・協働を進めるとともに、相談業務や障害福祉サービス等利用計画の作成に携わる職員や事業所に対して専門研修等を実施し、資質の向上を図りました。

（2）障害福祉サービスの提供等

障害福祉サービスの選択肢が増えるなか、障害福祉サービスの量や質の確保を図るとともに、障害のある人が自らの選択により適切なサービスを利用できるように努めました。

（3）医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

市立総合療育センターについて、病床の増設等の機能強化を図るため、平成30年度中の開所を目指して再整備に取り組むとともに、平成28年4月に同センター西部分所（八幡西区）を開所しました。これにより、子どもの状態や家庭の状況に応じた障害のある子どもの支援体制を整備するとともに、専門スタッフを保育所等へ派遣するなど支援機能の充実を図りました。

また、障害のある子どもの発達を支援する観点から、学校や保育所等が専門機関等と緊密な連携を図りながら継続的な療育支援が得られるような体制を整備しました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人のニーズ及び状況に応じて、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制の整備が必要です。
- 障害福祉サービスの利用者の範囲拡大に伴い、障害の特性や状況に即したサービスの提供が求められています。

- 特に障害のある子どもの支援については、障害の種別・程度等に応じて、障害のある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行う必要があります。このため、教育、福祉、医療等の関係機関と連携を図った上で、障害のある子どもとその家族に対して、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ることが必要です。
- 障害のある人の日常生活の利便性を高めるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の情報提供に努めることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人及び障害のある子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

3. 施策の方向性

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害福祉サービスの質の向上等
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (4) 福祉用具等の普及促進

4. 基本的な施策

(1) 意思決定支援の推進

障害のある人や障害のある子どもの意思・意向が尊重されたいうえで、地域社会において日常生活又は社会生活を営むことができるような支援と障害福祉サービス等の支給決定等の取り組みを進めます。

1-(1)-1 意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進

障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障害のある人自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取り組みを進めます。

1-(1)-2 障害福祉サービス等提供時における合理的配慮の提供の促進

障害福祉サービス等の提供にあたり、障害のある人が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障害福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障害福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。

1-(1)-3 意思決定支援の普及と質の向上

障害福祉サービス等における意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

併せて、日常生活及び社会生活における意思決定支援の普及を図るため、当事者・家族をはじめ関係団体、関係機関、行政等が連携しながら、地域社会における意思決定支援のあり方について検討を進めます。

1-(1)-4 成年後見制度の適正利用の促進

知的障害や精神障害、発達障害により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

(2) 障害福祉サービスの質の向上等

障害程度の重度化、障害の重複化、障害のある人の高齢化並びに障害特性の多様化が進むなか、障害のある人の多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いきめ細かな福祉・介護サービスの提供を目指します。

1-(2)-1 障害の特性に配慮した障害福祉サービスの適切な提供の推進

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対して、在宅の障害のある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るなど、障害の特性（心身の状況や生活の状態等）に配慮した適切な障害福祉サービスの提供を推進します。

1-(2)-2 障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上

障害福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障害福祉サービス事業者等を指導します。

また、障害福祉サービス等の質の向上に向けて、従事者等の資質向上を図るための研修等を実施します。

1-(2)-3 障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善等

障害福祉サービス事業所等の従事者が安心して働き続けることができるよう、事業者等に対して、従事者の処遇改善や職場環境の改善に向けた取り組みを促し、従事者の早期離職防止・定着を図ります。

1-(2)-4 障害福祉サービス事業所等による障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上に向けて、障害福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。

また、障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表の促進等に努めます。

さらに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害のある人等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ります。

(3) 障害のある子どもに対する支援の充実

子どもが健やかに成長するための支援の実現を目指し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図ります。

1-(3)-1 障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進

障害のある子どもの発達を支援する観点から、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携し、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成人後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

1-(3)-2 障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上

障害児通所施設や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、その他関係機関等において、障害の特性に応じた適切な保育等が行われるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、市立総合療育センター等の専門施設による体制の充実や専門職種を中心とした巡回カウンセラーの派遣等を行い、職員の資質向上を図ります。

また、関係機関相互の連携を促進するなど、運営体制の充実に努めます。

1-(3)-3 障害のある子どもの保育等の利用推進

障害のある子どもの福祉の向上と保護者の子育てを支援するため、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。

また、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、保育所等での受け入れを行うなど、障害のある子どもが同法に基づく保育等を円滑に利用できるようにするために必要な支援を行います。

1-(3)-4 児童発達支援等の支援体制の充実

障害のある子どもに対して、児童発達支援をはじめ、居宅介護や短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障害福祉サービス等を提供し、障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。併せて、障害のある子どもが安心して地域における様々な活動等に参加できるよう、支援を行う上での課題やその解決方法について検討します。

1-(3)-5 在宅で生活する重症心身障害のある子ども等への支援の充実

障害のある子どもについて、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害のある人や子どもについて、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障害福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実を図ります。

1-(3)-6 家族への支援体制の充実

心身の発達が気になる子どもの子育てに悩みを持つ保護者に対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

また、障害のある子どもを育てる家族の負担を軽減し、安心して子育てできるよう、保護者やきょうだい児に対する相談支援の充実を図るとともに、一時的休息（レスパイト）として、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等を実施します。

（４）福祉用具等の普及促進

障害のある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具等の情報提供に努めるとともに、その役割等に関する広報啓発に努めます。

1-(4)-1 日常生活用具の給付等と普及促進

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

また、福祉用具プラザ等における福祉用具の展示や相談を通じて、福祉用具に関する情報提供等を行うとともに、その普及を促進します。

1-(4)-2 身体障害者補助犬の理解促進

市民や企業等に対し、身体障害者補助犬への関心や理解を深める取り組みを推進します。また、身体障害者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

分野2 保健・医療の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）保健、医療による専門的な支援

専門機関としての総合保健福祉センターの機能を強化し、障害福祉センター及び精神保健福祉センターによる各種講座や研修を実施するとともに、質の高いサービスを提供することにより、専門知識や技術を普及するなど、障害のある人への専門的な支援を行ってきました。

（2）発達障害のある人、難病の人等に対する支援

保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、発達障害の特性や対応について、理解を深める研修等を実施しました。

また、難病患者への適切な支援を図るため、福祉、医療等の関係機関、関係団体によって構成する「難病対策地域協議会」を設置するとともに、難病医療費助成の適切な実施に努めました。

次期計画に向けた課題

- 精神障害のある人の地域移行が促進されるよう、保健・医療・福祉が連携した取り組みをより一層、推進することが求められています。
- 高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及び対応が求められており、健康の保持、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見のため、身近な地域での医療提供体制の充実と、保健・医療を支える人材の育成を図る必要があります。
- 難病患者について、医療体制や障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、支援体制を充実させることが必要です。
- 治療を必要とする子どもの早期発見に繋がる取り組みを進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防を進め、健康の保持と増進を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

特に、医療的ケアを必要とする障害のある人や、難病患者に関する施策を推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

4. 基本的な施策

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、年々増加するうつ病等のストレス性疾患等に対応するため、こころの健康の推進に努めます。

2-(1)-1 市民のこころの健康づくり

学校、職域及び地域における精神保健相談の充実等、市民のこころの健康づくりを推進します。

2-(1)-2 精神科医療体制の充実

精神科医療機関とその他の医療機関や精神保健行政機関との連携を促進し、地域における適切な精神医療提供体制の充実や相談機能の向上を推進します。

また、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする人を医療機関へ繋ぎ、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の充実を図ります。

2-(1)-3 精神疾患の予防と早期発見・早期対応

精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、うつやアルコール等依存症の問題等に取り組み、その重症化を防ぎ、自殺に傾く人を減らす対策を行います。

2-(1)-4 精神障害のある人を支える人材の育成

精神障害のある人の地域移行の取り組み等を担う保健師、精神保健福祉士、公認心理師等について、人材の育成や連携体制の構築等を図ります。

2-(1)-5 精神医療審査会等の適正な運営

精神医療における人権の確保を図るため、精神保健福祉法の趣旨に即して、精神医療審査会等の適切な運営に努めます。

2-(1)-6 精神障害者支援地域協議会の開催

地域の精神科医療機関の役割分担や連携、関係機関間の情報の共有等を検討するために精神障害者支援地域協議会を開催します。

(2) 保健・医療の充実等

高齢化が進む中、障害の重度化・重複化の予防及びその対応に努めます。

2-(2)-1 地域のかかりつけ医等の普及

様々な障害について、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意するとともに、障害のある人が身近な地域の医療機関を円滑に利用できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、地域にかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師（薬局）の普及啓発を図ります。

2-(2)-2 市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進

障害児療育の拠点である市立総合療育センターの機能充実を図るとともに、市立総合療育センターとかかりつけ医の役割分担・情報共有の仕組みづくりを進めます。

2-(2)-3 医療的ケアが必要な子どもの支援の推進

医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取り組みを推進します。

また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。

2-(2)-4 口腔の健康の保持と増進

障害のある人の歯科検診、歯科治療受診の利便性の向上のため、北九州市口腔保健推進会議での意見等を参考に、市歯科医師会や市立総合療育センター歯科等関係機関と連携し、口腔の健康の保持・増進を図る取り組みの検討を進めます。

2-(2)-5 医療費助成の普及

障害の重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について、自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）、重度障害者医療、特定医療（指定難病）等の医療費の助成を行います。

また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、市政だよりやウェブサイト等により広く周知を図ります。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

保健・医療に従事する人材の育成・確保とともに、障害や障害のある人に関する正しい知識の普及を図るなど、資質の向上に努めます。

2-(3)-1 保健・医療を支える職員の資質向上

市民の健康相談等を行う保健所、区役所等の職員の資質の向上を図るとともに、障害のある人にとって必要な福祉サービス等の情報提供が速やかに行われるよう、保健・医療・障害福祉事業従事者間の連携を図ります。

2-(3)-2 医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及

障害のある人や子どもの保健・医療を支える医師や保健師、看護師等に対して、障害に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の周知を図ります。

また、医療機関において障害のある子どもに対応する方法、円滑な診療を妨げる行為が生じた場合の対処方法等の研修の充実を図ります。

2-(3)-3 保健・医療等関係者の地域ネットワークづくりや人材育成

障害のある人や高齢者等が自らの決定に基づいて、身近な地域で安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者のネットワークづくりや人材育成、地域リハビリテーションの推進等に取り組みます。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

難病患者の在宅療養上の適切な支援を行うとともに、安定した療養生活に資する取り組みを進めます。

2-(4)-1 難病患者の医療費助成等

難病に関する医療の普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

また、小児慢性特定疾病児童等についても、その家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

2-(4)-2 難病患者等の在宅療養の支援推進

難病患者等に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等及びその家族の生活の質の向上を図ります。

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

治療を必要とする子どもの早期発見につなげる取り組みを進めるなど、障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見や健康保持・増進の推進を図ります。

2-(5)-1 各種健康診断の普及と関係機関の連携推進

妊婦健診、乳幼児健診、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障害福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

2-(5)-2 周産期医療体制の充実

周産期医療対策においては、ハイリスク母体・胎児及び新生児等にわたる課題に対応するため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制の充実を図ります。

2-(5)-3 地域・在宅での医療の提供体制の充実

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

2-(5)-4 北九州市健康づくり推進プランの普及

生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防について、「北九州市健康づくり推進プラン」等に基づき推進します。

分野3 地域包括ケアシステムの構築 (地域生活支援、相談体制の充実)

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

(1) 基幹相談支援センターを中心とした相談体制の確立

平成24年10月に基幹相談支援センターを設置し、各区役所や専門相談窓口、サービス事業所等との連携、協働を図ることができる相談体制の構築を推進しました。また、「北九州市障害者自立支援協議会」の会議等を通じて、困難事例への対応や関係機関のネットワーク構築について協議を行い、様々な相談に対応できる仕組みづくりに努めました。

さらに、かかりつけ医や身体・知的障害者相談員、ピアカウンセラー等が、障害のある人との日頃の関わりの中で身近な相談を受けるとともに、基幹相談支援センターと連携を図るなど、きめ細かな支援ができる体制の構築に取り組みました。

(2) 施設から地域生活への仕組みづくり

障害のある人やその家族の意思を尊重しながら、行政、民間、地域による退所・退院の促進に向けたシステムづくりを行いました。また、グループホーム等の整備を支援するとともに、障害福祉施設の再整備等を行いました。

(3) 精神障害のある人への地域生活の支援

こころの健康に関する相談に応じ、地域生活をコーディネートする人材の育成や関係機関との連携促進を図りました。

また、入院患者への退院支援を行うため、相談員や事業者に対する研修を行うなど、相談技術の向上や連携を推進するとともに、精神障害のある人の地域生活を支えるための多職種チームによる支援の充実を図りました。

(4) 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

発達障害者支援センター「つばさ」の機能強化を図り、高校・大学等をはじめ、成人期における当事者やその家族に対する支援の充実に努めました。また、発達障害に対する専門的な助言や居場所の拡大等を通じて、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図りました。

さらに、難病患者への適切な支援を図るため、「難病対策地域協議会」の開催や「北九州市難病相談支援センター」を開設するなど、難病患者の支援に努めました。

(5) 触法障害者への支援

罪を犯した障害のある人（触法障害者）が安心して地域に定着できるよう、各種手続や施設入所等を支援するとともに、支援者の理解を深める啓発等を行いました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、障害や日常生活上の悩み、不安等について、相談できる体制の構築が必要です。
- 障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上を目指し、更なる地域福祉の充実を図ることが必要です。
- 障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援を推進するとともに、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの活動を促進するなど、障害のある人を支える人を支援する取り組みを進める必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、自らが望む場所において日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を受けて、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

3. 施策の方向性

- (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援

4. 基本的な施策

(1) 地域移行支援・地域生活支援の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、個人の多様なニーズに対応する地域生活の支援を推進します。

また、精神障害のある人について、入院医療中心から地域生活中心に地域移行が促進されるような施策に取り組むとともに、ひきこもりの状態にある当事者と家族への支援等、在宅生活を送る精神障害のある人に対する支援を推進します。

3-(1)-1 在宅生活を支える障害福祉サービスの充実

障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種チームが連携する支援をはじめ、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。

3-(1)-2 障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化への対応

障害の重度化・重複化、障害のある人の高齢化に対応する地域における居住の支援や障害福祉サービスの提供、専門的ケア及び強度行動障害のある人等への適切な支援を推進するとともに、長時間サービスを必要とする重度訪問介護利用者等に対して、適切な支給決定を行います。

3-(1)-3 地域での生活を支える地域相談支援の充実

障害のある人の地域生活への移行や地域で生活する障害のある人を支える地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を提供するための体制の整備を図ります。

3-(1)-4 地域生活支援拠点の整備

障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

3-(1)-5 地域生活における活動支援の充実

外出のための移動支援や地域活動支援センターの機能の充実等、社会参加や日常生活における創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の充実を図ります。

3-(1)-6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、障害福祉サービス事業者、行政等の重層的な連携を図ることで、精神

障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3-(1)-7 精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実

入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行・地域定着を推進するため、入院中からの交流・相談をはじめ、地域生活へ移行した後の日常生活や通院治療のフォローアップ、こころの健康に関する相談対応、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の充実を図ります。

また、生活に不都合が生じた場合の施設での受け入れ等、関係機関が連携して支援する体制を構築します。

3-(1)-8 精神障害のある人の在宅生活支援

在宅生活を送っている精神障害のある人が、安心して地域での生活が維持できるよう、多職種チームによるアウトリーチ（訪問支援）をはじめ、地域生活の場であるグループホームの設置や継続的な利用の促進等、在宅生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。

3-(1)-9 医療ケア等社会資源の整備促進

人工呼吸器による呼吸管理を行っていること等により常時介護を必要とする障害のある人が、自らの決定に基づき身近な地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進します。

また、常時介護を必要とする障害のある人等に対し必要な支援を適切に実施できるよう、支援の在り方について検討を行います。

3-(1)-10 障害福祉施設の整備

現在、指定管理者制度で運営されている市立障害福祉施設については、より柔軟かつ安定的に運営サービスを提供するため、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、社会福祉法人への移譲も含めた再整備を進めます。

3-(1)-11 触法障害者への支援

触法障害者の円滑な社会復帰を促進するため、基幹相談支援センターや司法関係者、地域生活定着支援センター、保護観察所、協力事業主、障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携の下、必要な福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

(2) 相談支援体制の充実

障害のある人及びその家族が地域で安心して暮らせるよう、多職種が連携しながらアウトリーチ(訪問支援)を含むきめ細かな相談支援に取り組み、障害や日常生活上の悩み、不安等について相談できる体制の構築に努めます。

3-(2)-1 相談支援体制の充実

障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。

特に、障害者手帳の交付や各種の障害福祉サービス等の受付、支給決定等を行っている区役所高齢者・障害者相談コーナーについては、その機能を強化するために、窓口職員に対する専門研修による人材育成を進めます。

3-(2)-2 北九州市基幹相談支援センターの充実

どこに相談してよいかわからないといった障害のある人のための「よろず相談窓口」として、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う「北九州市基幹相談支援センター」において、アウトリーチ(訪問支援)を含めたきめ細かな相談対応を行い、障害のある人とその家族に寄り添った支援を進めます。

3-(2)-3 各種相談機関の地域ネットワークの構築

基幹相談支援センターと高齢者・障害者相談コーナーをはじめとする区役所の相談窓口、相談支援事業者、各種専門機関、地域関係者は、互いに連携・協働し、様々な相談に対応します。

様々な相談機関が地域のネットワークを構築し、支援の必要な人にできるだけ早く気づき、必要な支援へつなぐ体制づくりを進めることにより、障害のある人とその家族を共に支える地域ネットワークの構築を図ります。

3-(2)-4 北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実

相談支援事業者の事業運営等の評価や具体的な困難事例に対する指導・助言、ネットワークの構築を目的とした北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実を図ります。

3-(2)-5 発達障害のある子どもや大人への支援

発達障害のある子どもや大人への支援について、幼児期の「気づき」の段階から、ライフステージに応じ一貫した支援体制の構築を図るため、行政の縦割りを超えた体制づくりを進めます。

併せて、市立総合療育センターや発達障害者支援センター「つばさ」を中心とした相談支援、家族支援の強化等に取り組み、保健・医療・障害福祉等の協働による包括的な支援を進めます。

3-(2)-6 難病患者やその家族の支援

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、北九州市難病相談支援センターを拠点に、難病患者の相談・支援を行います。

また、難病患者やその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、患者・家族会等の支援をはじめ、情報提供や啓発、医療相談会等の取り組みを実施します。

3-(2)-7 北九州市難病対策地域協議会の開催

難病患者やその家族をはじめ、医療・福祉・就労等の関係機関、関係団体によって構成する「北九州市難病対策地域協議会」を開催し、地域における難病患者支援の課題を共有し、支援体制について協議を行います。

3-(2)-8 高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実

高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対し、各種障害福祉サービスや相談窓口等についての情報を提供するとともに、家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

また、高次脳機能障害や若年性認知症について、行政や民間の相談窓口従事者等を対象とした講演会や研修を充実し、資質の向上を図ります。

(3) 地域福祉の充実

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活することができるよう、地域福祉のまちづくりに取り組みます。

3-(3)-1 地域社会の仕組みづくり

障害のある人が地域社会において自立した生活ができるように、一人ひとりが抱える課題を地域社会みんなで受け止め、地域の多様な専門性を生かして解決する仕組みづくりを進めます。

3-(3)-2 精神障害のある人の地域生活支援

精神科医療機関・障害福祉サービス事業者・行政・関係機関等の協議の場を設け、精神障害のある人の地域移行に関する目標を共有し、住まいの確保支援、家族支援等の課題解決について検討します。

3-(3)-3 精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援

精神障害のある人が地域移行した後、地域活動への参加や地域住民のネットワークによる見守り等、精神障害のある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、地域住民に対する啓発活動を充実します。

3-(3)-4 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害のある人の支援体制に関する地域における課題について、関係者間で情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための発達障害者支援地域協議会を開催します。

3-(3)-5 行動障害等のある人への支援

行動障害等の悩みを抱えた人とその家族が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域関係者や障害福祉関係者等による見守り、交流を進めるとともに、専門家等による家族支援の強化を図ります。

併せて、障害福祉サービス事業所における受け入れを進めるため、サービス従事者を対象に、行動障害への対応に係るスキルアップ研修等を行うとともに、幅広い関係者に向けて、行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行います。

（４）障害福祉を支える人材の育成・支援

障害のある人の地域での生活を支援するため、障害のある人を支える家族の支援の充実を図るとともに、障害のある人やその家族による当事者活動の促進と質の向上を図ります。

3-(4)-1 障害のある人を支援する人の支援

「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流等の取り組みを充実します。併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めることで、障害のある子どもが安心して地域において生活できるよう、家族の支援を行います。

3-(4)-2 精神障害のある人やその家族同士の分かち合い

精神障害のある人やその家族が障害を受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取り組みを進めます。

3-(4)-3 ペアレントメンターの育成

発達障害のある子どもの家族に対する心理的ケアと家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受けるペアレントメンターの養成等を強化します。

3-(4)-4 ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援

障害のある人の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。

また、障害のある人やその家族によるボランティア活動に対する支援や障害のある人を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。

【基本目標Ⅱ 豊かな社会生活と自立の支援】

分野4 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）福祉・教育の連携による一貫した支援体制の整備

特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実や教職員の専門性の向上、保護者・市民への理解啓発の推進を図るとともに、東部地域の特別支援学校の再編整備や「北九州市特別支援教育推進プラン」の策定等を行いました。

また、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「保幼小連携」の取り組み等による入学時の連絡体制・情報共有機能を強化するなど、福祉・教育の連携による一貫した支援体制を構築し、ライフステージを通じた情報の共有化、重層的な支援に努めました。

さらに、未就園児の親子登園や育児サークル支援等における子どもの状態や家庭の状況に応じた障害のある子どもの支援体制を構築するとともに、特別支援教育センターによる幼稚園・保育園への早期支援コーディネーターの巡回訪問を行うなど、専門的な支援機能の充実を図りました。

次期計画に向けた課題

- 教育的ニーズのある子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくために、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実し、様々なライフ・スキルの習得につなげていくことが大切です。
- 障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備面の充実と、教職員の専門性の向上に更に力を入れていく必要があります。
- 障害のある生徒の高等教育への就学を促進するとともに、就学前から卒業後まで障害のある子どもへの養育やサポート体制の充実に取り組み、将来に不安を感じる保護者等に寄り添い支えていくための仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。

また、障害のある人が社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、障害のある人が学校教育のみならず生涯にわたってその年齢、能力、障害の特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

3. 施策の方向性

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

4. 基本的な施策

(1) インクルーシブ教育システムの推進

合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害のある子どもと他の子どもが、交流や共同学習等を通じて、共に育ちあう取り組みを進めます。

4-(1)-1 多様な学びの場の整備

インクルーシブ教育の理念を踏まえ、障害の有無にかかわらず、子どもたちが同じ場でともに学べるように努めるとともに、個別の教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点において教育的ニーズにもっとも的確に應える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備します。

4-(1)-2 医療・保健・福祉等の関係機関との連携

「北九州市特別支援教育推進プラン」に示すとおり、一人ひとりに着目した連続性のある指導・支援の充実に向け、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。

また、それぞれの「学びの場」における指導・支援のあり方について教職員や保護者に対し助言を行うことによって、より一層の特別支援教育の充実をめめます。

4-(1)-3 障害のある子どもの就学先の決定

障害のある子どもの就学先は、本人・保護者に対して十分に情報を提供するとともに、子ども一人ひとりの障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から検討し、教育支援委員会と保護者が建設的対話による合意形成を図ったうえで適切に決定します。

また、障害のある子どもたちの発達の種類、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者への周知を図ります。

4-(1)-4 障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供

障害のある子どもたちに対する合理的配慮の提供にあたっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて学校と本人・保護者間で建設的な対話による合意形成を図った上で決定し、その内容を個別の教育支援計画へ明記します。

また、合理的配慮は、障害のある子どもたちの状況に応じて適切に提供されることが望ましいことを、個別の就学相談等での面談や広報等によって、保護者や関係者に対して周知します。

4-(1)-5 校内支援体制の構築

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）を中心とした校内支援体制を構築します。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の外部専門家及び学校支援講師等の活用を図ることで、学校が組織として、障害のある子どもたちの多様なニーズに応じた支援を提供します。

4-(1)-6 心身の発達が気になる子どもへの関わり

早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、心身の発達が気になる子どもに早い時期から関わり、早期発見の取り組みを強化するとともに、医療・保健・福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を踏まえ、障害の有無に関わらず、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

4-(1)-7 個別の教育支援計画に基づく支援

障害のある子どもに対して適切な療育や指導、必要な支援を行うため個別の教育支援計画を作成するとともに、個別の教育支援計画等に基づく幼児期や学齢期を通じた一貫した支援を行います。

また、教育支援計画の内容が次の就学先や就労先等に正しくかつ確実に繋がるよう、その必要性や有効性について教職員に対する研修の中で周知し、積極的な活用を図ります。

4-(1)-8 子どもたちに対する支援の検討会議の開催

本人や保護者等から相談を受け、関係機関との連携が必要なケースについては校内支援委員会を中心とした、子どもたちに対する支援の検討会議を開催し、個別の教育支援計画等に基づく関係機関との連携や支援の充実を図ります。

(2) 「教育環境の整備」

障害のある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、時代の流れ等に応じた教育環境の整備に取り組みます。

4-(2)-1 教育環境の維持改善

市立の学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進するとともに、特別支援学校の教室不足解消に向けた取り組み等を推進し、教育環境の維持改善を図ります。

4-(2)-2 通常学校における特別支援教育の体制整備の促進

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るとともに、専門機関との連携を強化し、通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。

4-(2)-3 教員の専門性の向上

全ての教員を対象とした特別支援教育に対する理解を深める研修を充実させるとともに、特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）等を対象に実践的な研修を実施します。

また、教育的ニーズに応じた特別支援教育支援員や外部人材の配置について検討を行います。さらに、必要に応じて臨床心理士等の外部専門家を特別支援学校、特別支援学級等に派遣し、教員の専門性の向上を図ります。

4-(2)-4 講師の配置による指導・支援の充実

在籍児童数の多い市立小・中学校の自閉症・情緒障害の特別支援学級に学校支援講師を配置し、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターとしての役割を發揮できるような環境を整えます。

4-(2)-5 市立特別支援教育相談センターの専門的な支援

市立特別支援教育相談センターでは、併設の市立総合療育センターと連携しながら、特別な支援を必要とする子どもたちやその保護者、学校等へ専門的な支援を行います。

また、各学校等において教員等に指導や助言を行う巡回相談等を実施し、多様化する教育的ニーズや教育相談に対応します。

4-(2)-6 障害のない子どもとの交流及び共同学習

市立小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、教職員がさらに人権についての意識を高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう研修会等を実施し、人権教育の充実を図ります。

4-(2)-7 指導方法に関する調査・研究の推進

障害のある子どもに対する指導方法等に関する小・中・特別支援学校等の研究の推進を図るための指導・助言に努めるとともに、研究成果の普及を図ります。

4-(2)-8 情報通信技術の活用

障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、コミュニケーション情報通信技術（ICT）の活用も含め、障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。

また、情報通信技術（ICT）を活用した分かりやすい授業モデルや、教員がICTを活用した教育を行うスキルを身に付けるための研修モデルの確立を図る研究を行います。

4-(2)-9 視聴覚教材を含む電子出版の活用と普及

教育センターや視聴覚センターと連携して、視聴覚教材を含む電子出版に関する情報を学校・園へ提供するとともに、その活用について周知を図ります。

4-(2)-10 高等学校への就学の促進

障害のある生徒の高等学校への就学を促進するため、入学試験において通常の方法により受験することが困難と認められる生徒については、個別の教育支援計画等に基づき、適切な配慮の充実を図ります。

(3) 高等教育における支援の推進

高等教育における障害のある学生に対する支援を推進するため、市が設置する大学において適切な支援を行うことができる環境の整備に努めます。

4-(3)-1 障害のある学生の修学環境の整備

市立大学が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を推進するとともに、施設のバリアフリー化を推進します。

4-(3)-2 障害のある学生への修学支援の整備推進

障害のある学生一人ひとりの個別のニーズを踏まえた建設的対話に基づく支援を促進するため、市立大学における相談窓口の統一や支援人材の養成・配置等の支援体制の整備を推進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取り組みを支援し、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進します。

4-(3)-3 学内の修学支援担当と他部署、関連機関、企業等との連携

市立大学において、障害のある学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、就職・定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを推進します。

4-(3)-4 教職員に対する研修等の充実

市立大学において、障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図ります。

4-(3)-5 入試や単位認定等の試験における適切な配慮の推進

障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、市立大学の入学試験や単位認定等の試験における適切な配慮を推進します。

4-(3)-6 障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開の推進

市立大学の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する情報公開を推進します。

（４）就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

個別の教育的ニーズ等に応じて、自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学習活動の充実を図ります。

4-(4)-1 幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築

障害のある子どもに対して適切な療育や指導を実施するため、幼児期や学齢期等を通じた一貫した支援体制の構築に努めるとともに、医療・保健・福祉・雇用等との連携の下、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。

4-(4)-2 関係機関間での情報の共有と活用

特別な支援を必要とする子どもが、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、保護者の参画のもと個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て必要に応じて関係機関間でその情報を共有・活用します。

また、個別の教育支援計画の効果的な活用のための体制整備と周知に努めます。

4-(4)-3 ステージ移行時の情報の共有化

障害のある子どもや医療的ケアの必要な子どもが、あるステージから次のステージへ移行する際、受け入れる機関が必要とする情報を円滑に得られるシステムを構築するため、個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報の共有化を目的とした様式の統一化や、サポートファイルの活用等を推進します。

4-(4)-4 先進的な事例の収集と情報提供

障害のある子どもへの支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、関係者に対して情報提供を行います。

4-(4)-5 発達障害のある人やその家族に対する支援の推進

市内に2箇所ある発達障害者支援センター「つばさ」の訪問支援（アウトリーチ）機能の強化を図るなど、発達障害のある人やその家族に対する支援を推進します。

また、発達障害のある人に対する専門的な助言等を通じて、学校卒業後の就労場所や居場所の拡大等を進め、本人の生きづらさや家族が抱える負担の軽減を図ります。

分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）雇用促進による就労支援等

民間企業において、障害のある人の就労に対する理解が一層深まるよう取り組むとともに、「北九州障害者しごとサポートセンター」における体制の充実を図りながら、企業・福祉・教育・労働機関等の連携による就労支援を進めました。

また、一般企業への就労が困難な人のために、引き続き就労継続支援事業所等の福祉的就労の充実等を図りました。

さらに、障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の賃金・工賃アップを図るため、市における物品及び役務の優先発注や、障害者自立支援ショップにおける取り組み、魅力ある製品の開発や販路開拓・拡大を支援するための体制の充実を図りました。

次期計画に向けた課題

- 就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、就労支援、福祉、教育等の各関係機関の連携体制の充実をより一層推進する必要があります。
- 北九州障害者しごとサポートセンターを拠点に、関係機関等と連携した就労支援ネットワークを活用し、一般企業における障害のある人の就労を促進する必要があります。
- 就労を希望する障害のある人に対して、障害の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実を図り、就労の支援と職場定着を目指す必要があります。
- 障害のある人の就労を支援する事業所等における障害のある人の工賃アップを図るとともに、各種手当の周知に努め、障害のある人の収入の増加等の経済的支援に努める必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

また、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人に対する経済的支援を推進する。

3. 施策の方向性

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 福祉的就労の底上げ
- (5) 経済的支援の推進

4. 基本的な施策

(1) 総合的な就労支援

就労を希望する障害のある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行うために、関係機関との連携体制の充実を推進します。

5-(1)-1 関連機関の連携による就労の推進

北九州障害者しごとサポートセンターを中心に、ハローワークや福岡障害者職業センター等、国が設置する機関、障害福祉サービス事業所及び特別支援学校等の教育機関が緊密に連携しながら、障害のある人それぞれの適性や職業能力に応じた就労支援に取り組みます。

また、福祉・教育等から雇用への移行を一層推進するとともに、就職を目指す障害のある人及び雇用する企業の双方が、安心して就職・雇用できる環境を整えます。

5-(1)-2 職業訓練の推進と事業主や市民への啓発

地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携の強化を図りながら、障害のある人向けの職業訓練を推進するとともに、障害のある人の職業能力の開発・向上の重要性に対する企業や市民の理解を高めるための啓発に努めます。

5-(1)-3 特別支援学校における就労支援

障害のある生徒が学校卒業後、障害の特性に応じた地域生活や就労等、自立した生活へ円滑に移行できるよう、特別支援学校中学部・高等部の生徒一人ひとりが得意なことを生かせる職場実習先や就労先の開拓に努めます。

また、就労までの間に基本的な生活習慣を十分に身に付けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るとともに、進路の決定過程の早い段階において、福祉・就労等の関係機関が連携し協力できる体制を構築します。

(2) 障害者雇用の促進

一般就労を希望する障害のある人が一人でも多く就労できるよう、企業の障害者雇用に対する理解を一層深めていく取り組みを進めます。

5-(2)-1 一般企業への就労の促進

一般就労を希望する障害のある人に対し、企業等での就労に繋ぐ就労移行支援事業所等において、障害のある人の態様に応じた多様な職業訓練を実施するとともに、企業での実習や求職活動の支援等の推進を図り、一般企業への就労を促進します。

5-(2)-2 障害のある人の雇用に対する理解促進

企業による障害のある人の雇用を促進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーの開催や啓発冊子の配布等により、法定雇用率を達成していない民間企業はもちろんのこと、広く障害のある人の雇用に対する理解促進に取り組みます。

5-(2)-3 障害のある人を雇用する企業の開拓と雇用の拡大

障害のある人を雇用する企業の先進的な取り組み等の情報を収集するとともに、障害のある人の雇用に関するノウハウの提供等に努めます。

また、新たに障害のある人を雇用する企業を開拓するなど、障害のある人の雇用の更なる拡大に取り組みます。

5-(2)-4 障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障害を理由とする差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について企業に対する啓発を行い、障害のある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。

5-(2)-5 特例子会社制度の周知

重度障害のある人の雇用を促進するため、特例子会社制度の周知等に努め、職域拡大及び職場環境の整備を進めます。

5-(2)-6 市の職場での就業機会の創出

市の職場での就業機会を創出し、障害のある人を雇用することにより、障害のある人の就労及び職業的自立を促進するとともに、障害のある人の就労に関して、市民への啓発及び理解の促進を図ります。

(3) 障害特性に応じた就労支援

精神障害のある人や発達障害のある人等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。

5-(3)-1 障害の特性に応じた就労支援の充実

北九州障害者しごとサポートセンターと連携しながら、精神障害、発達障害等の特性に応じた多様な働き方を選択できる支援の充実・強化を図ります。

また、採用後に障害を有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための策を講じます。

5-(3)-2 就労支援の充実と就労後の定着支援

障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病の人が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施します。

また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。

（４）福祉的就労の底上げ

障害者就労施設等で提供する製品やサービスの販路開拓や販売促進等により、障害のある人の収入向上に努めます。

5-(4)-1 福祉的就労の場の確保

一般企業への就労が困難な障害のある人を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所の適正な運営の支援や設置を促進するとともに、就労継続支援B型事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

また、企業に対して、障害のある人の就労に関する理解を広め、就労継続支援事業所等の利用を促進します。

5-(4)-2 小規模共同作業所の事業移行の促進

小規模共同作業所については、障害者総合支援法における事業（障害福祉サービス事業等）への移行を促進します。

5-(4)-3 工賃アップの取り組み

障害者就労施設等の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等、施設を利用する障害のある人の工賃アップに向け、市役所内に設置する北九州共同受注センターを拠点として、官民一体となった取り組みを推進するなど福祉的就労の底上げを図ります。

5-(4)-4 市役所における障害者優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づく北九州市の物品等調達方針に基づき、障害者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、市役所全体で調達の推進に取り組みます。

5-(4)-5 障害者自立支援ショップ等の支援

一般企業への就労が困難な障害のある人が働く障害者就労施設で製作された商品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等で製作された商品の販売を通して、障害のある人の工賃アップや社会参加の促進等に取り組む障害者自立支援ショップを支援します。

(5) 経済的支援の推進

障害のある人に関する各種手当制度のほか、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努めます。

5-(5)-1 年金や諸手当の適切な支給

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を適切に支給します。

また、年金や諸手当の受給資格を有する障害のある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

5-(5)-2 利用料や運賃等に対する割引・減免等

障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。

5-(5)-3 精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の働きかけ

精神障害のある人への公共交通機関運賃割引の実現に向けて、引き続き国や交通事業者等への働きかけを続けます。

分野6 芸術文化活動・スポーツ等の振興

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動等の推進

障害者スポーツ大会や各種スポーツ教室等の開催、障害者スポーツサークルによる大会の開催や選手派遣への助成等、障害者スポーツの振興を図る取り組みを行いました。

障害者福祉会館において、障害のある人のニーズに応じた講座を開催するとともに、美術や音楽関係のサークルに対して練習等の活動の場を提供したほか、障害のある人が製作した美術作品の展示やステージイベントを行う障害者芸術祭を開催するなど、障害のある人の芸術・文化活動の振興を図りました。

障害のある人が自分らしく豊かな日常生活を送ることができるよう、自分の趣味やライフスタイルに応じて、スポーツ、レクリエーション、芸術・文化・余暇活動、生涯学習等を支える環境を整備していくため、関係者間で検討を行いました。

次期計画に向けた課題

- 障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、障害のある子どもに広く芸術文化に触れ親しむ機会を提供するなど、障害のある人が芸術文化活動に取り組むことができる環境整備を進める必要があります。
- スポーツ大会や教室、各種イベントを開催するなど、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進める必要があります。
- 障害のある人が生涯を通じて文化やスポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、関係機関等が連携しながら支援していく必要があります。

2. 基本的な考え方

全ての障害のある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与します。

また、レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図るとともに、障害者スポーツの一層の普及に努めます。

3. 施策の方向性

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

4. 基本的な施策

(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化活動、レクリエーションをさらに振興できる環境の整備を進めます。

6-(1)-1 芸術文化活動を行う環境づくり

障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。

6-(1)-2 北九州市障害者芸術祭の開催

全ての障害のある人の文化及び芸術活動への参加を通じて障害のある人の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するため、北九州市障害者芸術祭を開催し、障害のある人の芸術文化活動の普及を図ります。

6-(1)-3 芸術文化活動等に関する取り組みの支援

障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。

また、民間団体等が行う芸術文化活動等に関する取り組みを支援します。

6-(1)-4 障害のある子どもが芸術文化に触れ親しむ取り組み

障害のある子どもに、広く芸術文化に触れ親しむことができるよう、一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。

また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信の充実に努めます。

6-(1)-5 社会参加活動を行うための環境の整備

レクリエーション活動等を通じて、障害のある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会等を開催し、障害のある人等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

(2) スポーツに親しめる社会環境の整備

障害のある人の健康を増進し、体力の向上と社会参加意欲を高めるために、スポーツに親しめる社会環境の整備を推進します。

6-(2)-1 障害者スポーツへの様々なニーズに対応できる取り組み

障害者スポーツは、リハビリテーションの手段としてはもとより、健康を増進し、社会参加意欲を高め、ひいては、障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるものであり、今後も障害者スポーツへの様々なニーズに対応できるよう取り組みを推進します。

6-(2)-2 スポーツに親しめる環境づくり

障害のある人のスポーツの拠点である北九州市障害者スポーツセンター・アレアスの適切な運営を図るとともに、障害のある人が地域においてスポーツに親しむことができる環境整備を進めます。

また、障害のある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

6-(2)-3 障害者スポーツ大会等の開催

障害者スポーツ大会の開催を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取り組みを支援します。

6-(2)-4 「ふうせんバレーボール」の普及

障害の有無や程度、年齢、性別にかかわらず、誰もが一緒に競技することのできる北九州市発祥の「ふうせんバレーボール」のさらなる普及・振興を図ります。

6-(2)-5 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会の開催

北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会を引き続き開催するとともに、障害者団体等が行っている障害者スポーツを通じた国際協力の取り組みについて広く市民に周知し、障害の理解や国際交流を促進します。

6-(2)-6 東京2020パラリンピック競技大会のレガシーイベント

東京2020パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致やパラリンピック関連プログラムを契機とした国際交流を推進し、大会終了後も、レガシーとしてスポーツ・文化等の交流が継続・発展するような事業を展開します。

また、パラリンピアン等のトップアスリートの協力を得てスポーツイベントや講習会を開催し、障害のある人への理解及び障害者スポーツの振興を図ります。

(3) 多様な生涯学習の充実

地域との繋がりづくりや社会への参加を促進するため、各ライフステージにおける学びを支援し、障害のある人の自己実現を目指す多様な生涯学習活動の充実を図ります。

6-(3)-1 多様な学習活動を行う機会の提供と充実

障害のある人の生きがいづくりや社会参加に向け、障害のある人が生涯にわたり教育や文化、スポーツ等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。

6-(3)-2 障害のある子どもの芸術文化、スポーツに接する機会の確保

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちが、芸術文化、スポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の資質の向上につなげていくことができるようにします。

また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。

6-(3)-3 公立図書館における読書環境の整備

市立図書館では、バリアフリーに対応した施設整備、郵送貸出制度、大活字本の閲覧貸出、特別支援学校での読み聞かせ等を実施するなど、障害のある人や子どもへの図書館サービスの向上に努めます。

【基本目標Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野7 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）地域の住まいの整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、住宅の改修や公営住宅等の入居を支援するとともに、グループホーム等の住まいの確保を進めました。

また、保証人がいない等の理由により一般賃貸住宅を借りることが困難な障害のある人に対し、住宅に関わる相談に応じるなどの居住サポートを行うなど、障害のある人の生活基盤の安定を図る取り組みを進めました。

（2）バリアフリーのまちづくり

障害のある人の活動や外出を支援し社会参加を促進するため、道路、公園、公共交通機関のバリアフリー化を進めるなど、関係機関と連携し、安全で容易な移動手段の確保等、環境整備に取り組みました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で自立生活できる場を確保するため、住まいや住環境の整備を図ることが大切です。
- 障害のある人が安全で容易に活動できるように、建物や道路等のハード面の整備を進めるとともに、障害のある人に配慮した総合的な環境整備に向けた仕組みづくりが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、社会的障壁の除去を通じて、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 住まい・住環境の整備
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- (4) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

4. 基本的な施策

(1) 住まい・住環境の整備

誰もが安心して生活できるような住まい・住環境を目指して、障害のある人のニーズに対応できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。

7-(1)-1 市営住宅のバリアフリー化の推進及び優先入居

市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修を推進します。

また、障害のある人に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取り組みを進めます。

7-(1)-2 一般住宅への入居支援

障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するために、賃貸人、障害のある人双方に対する情報提供等の支援を行います。

また、一般住宅への入居が困難な障害のある人に対して、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障害のある人の地域生活を支援します。

7-(1)-3 すこやか住宅等多様な住宅供給の促進

全ての人にとって安全で安心して快適に生活できる仕様を持つすこやか住宅の普及を促進するとともに、介護・福祉サービス等と連携したサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者だけでなく障害のある人にも対応した多様な住宅供給を促進します。

7-(1)-4 日常生活用具の給付等

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うとともに、重度障害のある人等がいる世帯に対し、住宅を改修するための経費の一部を助成します。

7-(1)-5 グループホーム等の整備促進

障害のある人の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進するとともに、重度障害のある人にも対応した体制の充実を図ります。

7-(1)-6 障害福祉サービス事業所の防火安全体制の強化

障害のある人が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

7-(1)-7 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害時の避難等において、地域住民の協力が非常に重要であるため、障害のある人

や障害福祉サービス事業所等も含め、日頃から、住民に最も身近な組織として、生活に密着した地域活動に取り組んでいる自治会等への加入等を促します。

また、今後、地域における避難支援の仕組みづくりを促進するため、避難行動要支援者等への情報提供や地域住民による避難支援等について、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における取り組みを支援します。

(2) 「移動しやすい環境の整備等」

安全に安心して生活し社会参加できるよう、公共交通機関や歩行空間等のバリアフリー化を推進し、すべての人が円滑に移動できる生活環境の整備を推進します。

7-(2)-1 公共交通機関旅客施設等における配慮

駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入等について交通事業者等と協議を行うとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障害特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

7-(2)-2 公共交通機関のバリアフリー化の促進

障害のある人や高齢者等が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、路線バスにノンステップバス等の導入を進めていくとともに、他の公共交通機関についても、駅等の旅客施設における段差の解消等、関係機関への働きかけを行い、バリアフリー化を促進します。

7-(2)-3 公共交通機関以外の移動手段の確保

公共交通機関の利用が困難な障害のある人の移動手段を確保するため、タクシー乗車運賃助成やリフトバス運行事業を引き続き行います。

また、非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等が提供している移送サービス（福祉有償運送）の普及促進を図ります。

(3) 「アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進」

すべての人の社会参加を促進するため、公共的施設等について、障害のある人や高齢者の利用に配慮したバリアフリー化を推進します。

7-(3)-1 建築物のバリアフリー化の促進

バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う市の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障害のある人が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

7-(3)-2 都市公園のバリアフリー化

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

(4) 「障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進」

いきいきとした地域社会を築くため、福祉のまちづくりを計画的に推進し、進捗状況を把握することで、総合的にバリアフリー化を促進する仕組みを作ります。

7-(4)-1 バリアフリーのまちづくりの推進

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障害のある人等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進に向けた関係機関連携の強化及びハード・ソフト一体となった取り組みの促進に努めます。

7-(4)-2 市街地の計画的な立地、整備の推進

福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

7-(4)-3 道路のバリアフリー化

障害のある人もない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の新設や拡幅、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組めます。

7-(4)-4 生活道路における歩行者等の安全な通行の確保

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定し、警察と協力しながら、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を

図ります。

7-(4)-5 公共的施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が安全かつ快適に公共的施設を利用できるように、バリアフリー法及び福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主等へ指導・助言等の必要な措置を講じます。

7-(4)-6 障害当事者との意見交換

公共性の高い建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化については、障害のある人の立場を踏まえ相互の理解を得られるよう、必要に応じて、障害者団体が取り組む「北九州市障害福祉団体連絡協議会福祉のまちづくりネットワークプロジェクト」等と意見交換等を行いながら進めます。

7-(4)-7 ふくおか・まごころ駐車場制度等福祉のまちづくりの促進

本市のモラル・マナーアップ条例における迷惑行為の一つである障害者等用駐車区画の不適正利用の防止を徹底するため、ふくおか・まごころ駐車場制度（パーキングパーミット制度）の市民への着実な普及・浸透を図ります。

分野8 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）情報提供とコミュニケーション支援の充実

社会の高度情報化が進展する中で、障害のある人がその利便性を十分享受できるよう、「障害福祉情報センター」の整備や視聴覚障害者情報提供施設の運営を行い、障害の特性や心身の状況に応じて情報を迅速に提供できる体制を構築しました。

障害のある人が提供される情報を的確に収集できるよう、パソコンサポーターの養成・派遣を実施するなど、支援の充実を図るとともに、一般市民に障害や障害特性の理解を広め、障害の有無にかかわらず情報を共有しあえる環境の整備に努めました。

次期計画に向けた課題

- すべての人が等しく情報を得ることができるよう、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ることが大切です。
- 障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図る必要があります。

2. 基本的な考え方

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上を推進します。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(※「情報アクセシビリティ」とは、「情報の利用しやすさ」のこと。)

3. 施策の方向性

- (1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 基本的な施策

(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等

障害のある人の円滑な情報取得・利用、意思表示やコミュニケーションを実現するため、情報通信における情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、すべての人が等しく情報を得ることができるよう、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。

8-(1)-1 情報通信機器等の調達に係る配慮

市における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

8-(1)-2 パソコンサポーターの活用支援

障害のある人が障害特性に応じたパソコン操作を習得できるよう、パソコンサポーターを活用した支援を行います。

また、障害の特性に応じた支援を推進するため、パソコンサポーターの養成と資質の向上に努めます。

8-(1)-3 北九州市障害福祉情報センターの充実

障害や障害のある人、障害福祉についての情報を収集し、障害のある人やその家族、支援者等が必要な時に障害福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、北九州市障害福祉情報センター（ウェブサイト等）の充実を図ります。

8-(1)-4 視聴覚障害者情報提供施設の充実

コミュニケーション支援が必要な障害のある人への情報提供等のため、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館、聴覚障害者情報センター）の充実を図ります。

8-(1)-5 聴覚障害のある人のための支援推進

市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聞こえをよくするヒアリングループ（磁器誘導ループ）の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聞こえづらくなった人の参加を促進します。

8-(1)-6 視覚障害のある人への情報の提供に関する対応

「市政だより」や「北九州市議会だより」について、視覚障害のある人への対応として点字、音声、テキスト版を発行し、希望者への配布を行うことで市の重点施策に関する情報や地域の話題等を提供します。

8-(1)-7 聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等

聴覚障害のある人が市議会本会議等を傍聴しやすい環境をさらに整え、円滑に本会

議等の情報を入手することができるよう、適時、改善策について検討・実践します。

(2) 意思疎通支援の充実

意思疎通が困難な障害のある人の特性に応じ、意思疎通支援者の養成・派遣等の人的支援体制の充実を図るなど、障害特性の多様化に対応した意思疎通支援の充実を図ります。

8-(2)-1 意思疎通支援者の派遣の育成・推進

障害に応じたコミュニケーション手段の確保に向け、点訳・音訳、手話、要約筆記、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー等に従事できる意思疎通支援者の養成に努めるとともに、手話通訳者等の意思疎通支援者の派遣を推進し、コミュニケーション支援を図ります。

8-(2)-2 情報やコミュニケーションに関する支援機器等の普及促進

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害のある人に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

8-(2)-3 意思疎通が困難な重度の障害がある人に対する支援の充実

意思疎通が困難な重度の障害のある人に対して、家族や介護者等とのコミュニケーション手段を確保するため、専門職による相談支援等を行います。

また、意思疎通が困難な重度の障害のある人についての理解促進や支援技術向上を図るため、医療・障害福祉関係者に対する研修会等を実施します。

8-(2)-4 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進

意思疎通が困難な重度の障害のある人が医療機関に入院した場合に、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の利用促進に努めます。

(3) 行政情報のアクセシビリティの向上

障害のある人が必要とする行政情報を、いつでも容易に取得することができるよう、更なる行政情報のバリアフリー化を推進します。

8-(3)-1 行政情報の提供の推進

障害のある人を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や読み上げ等、利用しやすさに配慮した北九州市や市議会のウェブサイトづくりに取り組みます。

8-(3)-2 障害のある人への災害・避難情報の提供推進

災害・避難情報をテレビ・ラジオ、緊急速報メール、登録制防災メール（もらって安心・まもるくん）、ウェブサイト、ツイッター等を活用し積極的に提供します。

また、携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人に、自宅の固定電話やファックスで避難情報を提供します。

8-(3)-3 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。

8-(3)-4 障害特性に応じた分かりやすい情報の提供

障害のある人に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害や精神障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行うよう努めます。

分野9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）防災対策の推進

災害時における自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する「避難行動要支援者避難支援事業」等を実施し、地域における避難支援の取り組みを支援しました。

また、障害種別の特性を踏まえたきめ細かな情報提供を推進するとともに、「災害時障害者サポートマニュアル」等の普及に努めるなど、災害時の避難行動の支援、見守り、支え合いの体制づくりに努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害のある人等の要配慮者が安心して生活できるように、防災対策が適切に講じられ、また、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行われることが大切です。
- 犯罪類型が多様化するとともに、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪の対象となることや、障害のある人を狙った消費者トラブルの相談が増加するなか、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ることが必要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人が、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所等の確保や障害福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災の取り組みを推進します。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

4. 基本的な施策

(1) 防災対策の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者が安心して生活するために、防災対策を適切に講じ、地震、火災等災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導等が迅速かつ的確に行えるよう、要配慮者に対する細やかな支援を推進します。

9-(1)-1 北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策の推進

地震・豪雨等による災害や火災が起きた場合の救出や救護、災害発生のおそれがあるときの事前の避難等の防災対策は、障害の有無に関わらず非常に重要である。このため、自助・共助・公助の役割の明確化のもと、北九州市地域防災計画に基づいた各種の防災対策に取り組みます。

また、避難場所や災害に関する情報等を掲載した防災ガイドブックの市内の各世帯への配布等により市民の防災意識の向上に取り組みます。

9-(1)-2 障害特性に配慮した情報伝達の推進

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合、障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を推進します。

9-(1)-3 地域ぐるみの防災ネットワークの構築

災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりを促進します。

また、地域住民による避難支援等の取り組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取り組みを支援します。

9-(1)-4 障害特性に応じた災害時支援の推進

障害のある人や高齢者等の要配慮者は、その状態等によって特別な支援が必要であるため、避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備に努めます。

また、障害当事者を含む地域住民と、障害関係機関・団体相互の協力体制を確立し、福祉関連物資の調達や施設への緊急入所等の支援を行います。

9-(1)-5 福祉避難所の確保

一般的な避難所での生活が困難な要配慮者のために、特別な配慮がなされた避難所として、「福祉避難所」の確保に継続して取り組みます。

9-(1)-6 災害発生後の各種サービスの提供と災害時対応の推進

災害発生後にも継続して障害福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害福祉サービス事業所や医療機関等における災害対策を推進するとともに、他の社会福祉施設等とのネットワークの形成に取り組みます。

9-(1)-7 要配慮者利用施設における避難確保

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。

9-(1)-8 災害時の聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

火災や救急事案が発生した時の、障害のある人からの緊急通報体制を推進します。
例えば、聴覚や言語機能等に障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、緊急通報手段である「ファックス119」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「あんしんメール119」により、障害のある人からの緊急通報への迅速、的確な対応を図ります。

(2) 防犯対策の推進

障害のある人や高齢者が安心して生活するため、防犯対策を適切に講じることで、障害のある人や高齢者等の社会的弱者が犯罪に巻き込まれることのないような社会づくりを推進します。

9-(2)-1 聴覚・言語機能障害のある人の緊急通報対応

障害のある人が警察へ緊急通報する手段である「ファックス110番」及びパソコンや携帯電話のメール機能を利用した「メール110番」について、防犯教室や各種刊行物を活用した広報活動により普及啓発を図ります。

9-(2)-2 犯罪被害の防止と防犯環境の整備促進

地域の障害者団体、障害福祉施設、警察等との連携の促進等により、犯罪被害の防止に努めるとともに、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置・維持管理補助により、防犯環境の整備促進を行い、安全・安心な環境の構築を推進します。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの保護

障害のある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図ります。

9-(3)-1 障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障害のある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

消費者トラブルに関する出前講座等では、障害特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障害のある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

9-(3)-2 消費者安全に関するネットワークの構築

障害者団体、消費者団体、障害福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携して、消費者安全に関わる情報を共有し、障害のある人の消費者被害の防止に向けて、きめ細やかで裾野の広いネットワークの構築を図ります。

9-(3)-3 消費生活相談体制の整備

市立消費生活センターにおいて、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。

また、相談を受ける消費生活相談員に対して、障害のある人への理解のための研修等を実施することにより、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

（1）権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障害のある人からの相談を受ける「北九州市障害者差別解消相談コーナー」を開設し、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、「北九州市障害者差別解消支援地域協議会」を設置して差別事案等の情報共有や関係機関との連携を図ることにより、地域全体での相談・紛争解決に向けた体制の構築に努めてきました。

また、障害者差別解消法を補完する「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」の制定に取り組むなど、差別の解消の推進を図りました。

さらに、障害があることによって社会生活を送るうえで不利益を受けないよう、障害のある人の権利擁護の推進に努めるとともに、障害者虐待防止に関する体制の構築を進めました。

次期計画に向けた課題

- 障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」に基づき、障害のある人とともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みをより一層推進する必要があります。
- 障害のある人の権利利益が侵害されることのないよう、必要かつ合理的な配慮についての理解を広めることが必要です。

2. 基本的な考え方

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の取り組みとの連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取り組みを含め、障害者差別解消法や「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」（以下、「市条例」という。）に基づき、障害者差別の解消に向けた取り組みを推進します。

また、障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害のある人への虐待を防止するとともに、障害のある人の権利侵害の防止や被害からの救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実

4. 基本的な施策

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害を理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進に努めます。

10-(1)-1 障害を理由とする差別の解消に向けた取り組み

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針並びに市条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを着実に進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

10-(1)-2 障害を理由とする差別の解消に向けた施策の推進

障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針や「(仮称)障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例」に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境整備の施策を着実に進めます。

10-(1)-3 相談・紛争解決等を実施する体制の運用

障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の運営や、解決が困難な事案について助言・あっせんを行う第三者機関の設置等により、相談・紛争解決等を実施する体制の円滑な運用と、その利用の促進を図ります。

10-(1)-4 人権施策の推進

「人権文化のまちづくり」をキーワードに、人間の尊厳、自立、共生・協創の3つを基本理念とする「北九州市人権行政指針」に基づき、障害のある人を含めた人権施策の推進に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人の権利擁護のため、更なる施策に取り組みます。

10-(2)-1 虐待の予防と早期発見

障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対して、障害者虐待防止法の概要について、積極的に啓発を行うとともに、地域における効果的な協力体制を検討します。

10-(2)-2 障害のある子どもの保護者への支援

児童虐待の背景のひとつにある、障害のある子どもの子育てに係る課題を踏まえて、保護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

また、「障害者・高齢者相談コーナー」及び「子ども・家庭相談コーナー」で、障害のある子どもや家庭に関する相談に応じ、各窓口や関係機関等と連携を取りながら、それぞれの内容に応じた支援・対応を行うとともに、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。

10-(2)-3 成年後見制度の利用促進

障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

また、日常生活上の判断に不安がある場合には、権利擁護・市民後見センター「らいと」が実施する市民の力を活かした法人後見により、日常的な金銭管理や障害福祉サービスの利用援助を受けるなど、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度の普及・啓発を行います。

10-(2)-4 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用に際し、法的に高度な専門性を必要とする場合等は、北九州成年後見センター「みると」と連携・協働し、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行います。

また、成年後見制度の利用が困難な障害のある人等については、市長が代わって審判の申し立てを行うとともに、生活保護受給者等については、申し立て費用及び後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を推進します。

10-(2)-5 相談・支援の担い手による取り組みの推進

身体・知的障害者相談員をはじめ、身近な相談・支援の担い手による障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、各相談員等の資質向上を図ります。

10-(2)-6 障害福祉サービス利用者等からの苦情対応

障害福祉サービス利用者等からの苦情を適切に解決するために、障害福祉サービス事業者が設けた苦情解決システムや福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、本市の保健福祉オンブズパーソンの活用を図りながら、障害福祉サービス利

用者等の権利擁護に努めます。

10-(2)-7 高齢者・障害者あんしん法律相談の推進

障害のある人や高齢者の財産管理等、法律に関わる問題を扱う高齢者・障害者あんしん法律相談事業を引き続き実施し、法律上の諸問題について弁護士会の協力による支援を推進します。

(3) 行政等における配慮の充実

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、市の職員等における障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、行政サービス等における配慮を行います。

10-(3)-1 市における合理的配慮の充実

市における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法の規定により策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員対応要領」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

10-(3)-2 市職員等の研修の実施

職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

10-(3)-3 市における行政情報の提供における配慮

市における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

10-(3)-4 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供

選挙に当たっては、点字版「選挙のお知らせ」（選挙公報の点訳版）や音声版「選挙のお知らせ」（選挙公報の音訳版）又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供に努めます。

10-(3)-5 投票環境の向上と障害のある人の投票機会の確保

移動に困難を抱える障害のある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。

また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保を図ります。

10-(3)-6 資格試験等における配慮の提供

市が認定する資格の取得等において障害のある人に不利が生じないように、検定試験や講習の実施等における必要な配慮の提供を推進します。

分野 1 1 広報・啓発の推進(障害のある人に対する理解の促進)

1. 現状と課題

北九州市障害者支援計画（平成24年度～29年度）の主な実績

(1) 市民啓発の推進

バリアフリーウィーク期間に実施するところのバリアフリー啓発事業や「障害者週間」での啓発活動等の実施により、広く市民に対し、障害のある人に関する人権教育や人権啓発等を推進するとともに、障害のある人の人権尊重に対する地域社会の理解と協力を得る取り組みを実施しました。

また、身体内部に障害のある人を表す「ハート・プラスマーク」等の障害のある人を表すマークの普及や周囲からの配慮を必要とする人が持つ「ヘルプカード」を配布するなど、障害のある人への一層の理解促進を図りました。

(2) 発達障害のある人、難病の人等に対する支援

特に、外見からは分かりにくい発達障害や難病への正しい理解と支援を広めていくため、学校関係者をはじめ広く市民等に対して、啓発を継続して実施しました。

(3) ボランティア活動の促進

障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、ボランティア団体のネットワークづくり等、身近な地域での活動を支援する体制の構築に努めました。

次期計画に向けた課題

- 障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害及び障害のある人の理解の促進を図るため、広報・啓発活動を推進する必要があります。
- 様々な人々がともに支え合い、交流する地域社会づくりを進めることに繋がるボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援することが重要です。

2. 基本的な考え方

障害のある人と障害のない人が、お互いに障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害のある人、その障害特性や必要な配慮等に関する理解を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。

3. 施策の方向性

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (3) ボランティア活動等の推進

4. 基本的な施策

(1) 広報・啓発活動の推進

障害福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、広報・啓発活動を推進します。

11-(1)-1 幅広い広報と啓発活動の推進

障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障害福祉施策の意義について更なる理解の促進を図ります。

その際、効果的な情報提供や、市民の意見の反映に努めるとともに、障害当事者以外に対する訴求も重要であることに留意します。

11-(1)-2 障害者週間における啓発活動

障害者基本法に定められた障害者週間を中心に、各種行事の開催や障害当事者等を講師とする研修会、出前講演等の取り組みを推進するとともに、市政だよりやウェブサイト、新聞やラジオ等の効果的な活用を図ります。

11-(1)-3 「社会モデル」の普及と「心のバリアフリー」の推進

障害とは個人の心身の機能のみに起因するものでなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする、「社会モデル」の考え方について市民の理解を深めます。

また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進するとともに、心のバリアフリーへの理解を深めるための取り組みを進めます。

(2) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

障害及び障害のある人に対する理解を促進するための取り組みを推進します。

11-(2)-1 障害のある人の参画による啓発活動の実施

障害や障害のある人に対する市民の関心と理解を深めるため、障害のある人や障害福祉関係団体の参画のもとで、啓発活動を継続的に実施します。

11-(2)-2 障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進

知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。

11-(2)-3 障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進

点字、手話、視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等、障害のある人に配慮した設備・制度等の取り組みに対する市民の理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。

11-(2)-4 学校における人権教育の充実

各小学校で行われている障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行うとともに、指導者が人権についての意識をさらに高め、子どもたちに対して適切な指導ができるよう、各種研修会を通して周知を図り、人権教育の充実を図ります。

11-(2)-5 地域住民等との日常的交流の推進

地域社会における障害のある人への理解を促進するため、障害福祉施設や教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、地域活動等において、障害のある人と地域の人が触れ合う機会を増やすことにより、お互いの理解を深めます。

(3) ボランティア活動等の推進

障害のある人と障害のない人がともに日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を目指し、ボランティア活動等を推進します。

11-(3)-1 障害のある人を支援する取り組みの促進

特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害のある人も含む、多様な主体による障害のある人を支援する取り組みを促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。

11-(3)-2 ボランティアの育成の推進

障害のある人や子どもの親の会等が大学、社会福祉協議会、NPO法人等のボランティアと連携して実施するスポーツ、文化活動等の余暇活動等を支援します。

また、児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともにボランティアの育成を推進します。

北九州市障害福祉計画

及び

北九州市障害児福祉計画

第5章 北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画の概要

1 計画の基本理念

(1) 基本的な考え方

「第5期北九州市障害福祉計画及び第1期北九州市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び障害福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村計画」として策定するものです。

計画の策定にあたっては、障害者総合支援法及び障害福祉法の主旨を踏まえ、国の定める基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第396号：最終改正 平成29年厚生労働省告示第106号）に即し、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの障害福祉サービス及び相談支援ならびに地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的にかつ計画的に図るための取り組みを定めるものです。

① 「障害者総合支援法」第88条に基づく障害福祉計画

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32
第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画	第5期 障害福祉計画

② 「児童福祉法」第33条の20に基づく障害児福祉計画

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

H30～32
第1期 障害児福祉計画

(2) 国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画のポイント

平成29年3月、厚生労働省では、障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるように新たな基本指針を定めました。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る基本的理念は、以下のとおりです。

- ① 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

この基本指針を基本とし、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することに努めます。

【国の第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画のポイント】

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて	
1. 基本指針について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。 ● 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度 	
2. 基本指針見直しの主なポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 ・ 就労定着に向けた支援 ・ 地域共生社会の実現に向けた取組 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 発達障害者支援の一層の充実 	
3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)	
<p>① 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上 ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減 ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定 	<p>④ 福祉施設から一般就労への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍 ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増 ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上 ※ 実績を踏まえた目標設定 ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)
<p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置 ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に (H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減) ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90% (H27年時点の上位10%の都道府県の水準) 	<p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置 ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保 ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)
<p>③ 地域生活支援拠点等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備 	
4. その他の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援 ・ 難病患者への一層の周知 ・ 障害者の芸術文化活動支援 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等 	

〔出展〕 厚生労働省；第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

2 第4期北九州市障害福祉計画の進捗状況

第4期北九州市障害福祉計画（平成27年度～29年度）は、成果目標及び活動指標等、おおむね良好に推移しています。

（1）成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【 成果目標 】

ア 施設入所者の地域生活移行

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者数の11.1%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

平成25年度末の施設入所者数（実績）	1,441人	} 11.1%以上移行
平成29年度の地域生活への移行（目標）	160人以上	

イ 施設入所者数の削減

平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを目標とします。

平成25年度末の施設入所者数（実績）	1,441人	} 4%以上削減
平成29年度末の施設入所者数（目標）	1,383人以下	

【 達成状況 】 ※平成29年度は推計

平成25年度末時点の施設入所者 A	1,441人				
	H27	H28	H29	目標値	
各年度末までに地域生活に移行した人数	49人	74人 (5.1%)	99人 (6.9%)	11.1%以上	
各年度末までの施設入所者の減員数 B	13人 (▲0.9%)	38人 (▲2.6%)	53人 (▲3.5%)	▲4%以上	
各年度末時点の施設入所者数 A-B	1,428人	1,403人	1,390人	1,383人以下	

② 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

【 成果目標 】

ア 精神病床における早期退院率

入院後3か月時点の退院率については58%以上、入院後1年時点の退院率については88%以上とすることを目標とします。

入院後3か月時点の退院率（目標）	58%以上
入院後1年時点の退院率（目標）	88%以上

イ 精神病床における一年以上長期入院患者の在院者数

1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から13%以上減少すること
を目標とします。

平成24年6月末の1年以上の在院者数 （実績）	2,494人	} 13%以上減少
平成28年6月末の1年以上の在院者数 （目標）	2,169人以下	

【 達成状況 】 ※平成29年度は推計

	H27	H28	H29	目標値
入院後3ヶ月時点の退院率	56%	52%	52%	58%以上
入院後1年時点の退院率	86%	87%	82%	88%以上
1年以上の在院者数の減少率	▲5%	▲7.2%	▲7.5%	▲13%以上

③ 地域生活支援拠点等の整備

【 成果目標 】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）
について、平成29年度末までに、少なくとも一つを整備することを目標とします。

【 達成状況 】

地域生活支援拠点等については、整備できていません。

④ 福祉施設から一般就労への移行促進

【 成果目標 】

ア 一般就労移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを目標とします。

平成24年度の一般就労への移行（実績）	76人	} 2倍以上
平成29年度の一般就労への移行（目標）	152人以上	

イ 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目標とします。

平成25年度の一般就労への移行（実績）	364人	} 6割以上増加
平成29年度の一般就労への移行（目標）	583人以上	

ウ 就労移行支援事業所の就労移行率

平成29年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所	全体の5割以上
--------------------------	---------

【 達成状況 】 ※平成29年度は推計

ア 一般就労移行者数（人数と対H24年比）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	目標値
85人	138人	145人	144人	177人	200人	152人以上
	1.62倍	1.71倍	1.69倍	2.08倍	2.35倍	2倍以上

イ 就労移行支援事業の利用者数（人数と対H25年増加率）各年度3月末時点

H25	H26	H27	H28	H29	目標値
364人	389人	370人	346人	363人	583人以上
	0.6割増加	0.1割増加	0.5割減少	ほぼ増減無し	6割以上

ウ 就労移行支援事業所の就労移行率

H26	H27	H28	H29	目標値
全体の41.3%	全体の40.0%	全体の43.7%	全体の4割	全体の5割以上

(2) 活動指標

① 訪問系サービス ※平成29年度は推計

○ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	1,743人	1,862人	1,993人
	実績	1,741人	1,803人	1,889人
利用時間	見込	40,742時間	42,514時間	44,431時間
	実績	40,334時間	40,735時間	41,145時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	2,783人	2,838人	2,894人
	実績	2,815人	2,855人	2,886人
利用日数	見込	51,763人日	52,786人日	53,828人日
	実績	54,891人日	55,850人日	57,118人日

イ 自立訓練（機能訓練）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	13人	14人	15人
	実績	13人	11人	10人
利用日数	見込	278人日	299人日	321人日
	実績	252人日	223人日	202人日

ウ 自立訓練（生活訓練）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	176人	179人	179人
	実績	173人	175人	188人
利用日数	見込	2,868人日	2,917人日	2,917人日
	実績	2,679人日	2,709人日	3,270人日

エ 就労移行支援事業

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	425人	504人	583人
	実績	371人	357人	376人
利用日数	見込	7,352人日	8,719人日	10,085人日
	実績	6,166人日	6,110人日	6,288人日

才 就労継続支援（A型）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	882人	1,002人	1,170人
	実績	852人	901人	938人
利用日数	見込	17,922人日	20,440人日	23,868人日
	実績	17,097人日	17,995人日	18,843人日

力 就労継続支援（B型）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	1,813人	1,963人	2,155人
	実績	1,854人	2,004人	2,100人
利用日数	見込	35,716人日	38,671人日	42,453人日
	実績	31,687人日	34,012人日	36,310人日

キ 療養介護

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	281人	281人	281人
	実績	278人	271人	270人

ク 短期入所（福祉型・医療型）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	345人	372人	402人
	実績	430人	497人	542人
利用日数	見込	2,449人日	2,715人日	3,015人日
	実績	2,774人日	3,040人日	3,185人日

③ 居住支援・施設系サービス

ア 共同生活援助（グループホーム）

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	928人	1,004人	1,086人
	実績	1,012人	1,084人	1,130人

イ 施設入所支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	1,413人	1,399人	1,383人
	実績	1,491人	1,475人	1,471人

④ 相談支援

ア 計画相談支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	8,657人	8,991人	9,394人
	実績	6,418人	7,324人	7,756人

イ 地域移行支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	24人	26人	30人
	実績	40人	34人	40人

ウ 地域定着支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用者数	見込	85人	92人	100人
	実績	59人	69人	75人

エ 障害児相談支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	1,578人	1,811人	1,981人
	実績	1,339人	1,776人	2,125人

⑤ 障害児支援

ア 児童発達支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	553人	600人	621人
	実績	645人	600人	653人
利用日数	見込	7,462人日	8,140人日	8,467人日
	実績	8,200人日	7,746人日	8,365人日

イ 放課後等デイサービス

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	1,127人	1,316人	1,482人
	実績	1,265人	1,473人	1,882人
利用日数	見込	13,105人日	15,571人日	17,837人日
	実績	14,865人日	18,251人日	23,178人日

ウ 保育所等訪問支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	142人	142人	142人
	実績	74人	71人	66人
利用日数	見込	196人日	225人日	259人日
	実績	83人日	76人日	70人日

工 福祉型障害児入所支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	78人	80人	84人
	実績	69人	66人	66人

才 医療型障害児入所支援

見込む単位等		H27	H28	H29
利用児童数	見込	27人	27人	27人
	実績	28人	24人	24人

(3) 地域生活支援事業

事業名	単位等		H27	H28	H29
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	箇所数	見込	1箇所	1箇所	1箇所
		実績	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
発達障害者支援センター 一運営事業	箇所数	見込	2箇所	2箇所	2箇所
		実績	2箇所	2箇所	2箇所
	利用者 数	見込	1,260人	1,415人	1,590人
		実績	1,011人	929人	975人
成年後見制度利用支援 事業	利用者 数	見込	12人	13人	14人
		実績	8人	7人	9人
成年後見制度法人後見 支援事業	有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有
手話通訳者派遣事業	派遣 件数	見込	3,721件	3,907件	4,102件
		実績	3,268件	2,952件	2,904件
要約筆記者派遣事業	派遣 件数	見込	240件	252件	265件
		実績	258件	213件	216件
盲ろう者通訳・ガイドハ ルパー派遣事業	派遣 件数	見込	138件	145件	152件
		実績	206件	227件	204件
介護・訓練支援用具	給付又 は貸与 件数	見込	135件	149件	164件
		実績	101件	77件	93件
自立生活支援用具	給付又 は貸与 件数	見込	465件	486件	507件
		実績	406件	413件	427件
在宅療育等支援用具	給付又 は貸与 件数	見込	358件	366件	374件
		実績	305件	321件	327件
情報・意思疎通支援用具	給付又 は貸与 件数	見込	380件	395件	410件
		実績	392件	311件	358件
排泄管理支援用具	給付又 は貸与 件数	見込	10,999件	11,220件	11,446件
		実績	10,955件	11,225件	11,524件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用 件数	見込	38件	39件	40件
		実績	28件	18件	24件

事業名	単位等		H27	H28	H29
手話奉仕員養成事業	養成 人数	見込	76人	80人	84人
		実績	91人	80人	82人
手話通訳者養成事業	養成 人数	見込	8人	9人	10人
		実績	21人	22人	23人
要約筆記者養成事業	養成 人数	見込	16人	(16人)	17人
		実績	8人	9人	7人
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成事業	養成 人数	見込	14人	(14人)	15人
		実績	13人	—	13人
移動支援事業	利用者 数	見込	569人	573人	577人
		実績	591人	595人	592人
	利用 時間	見込	88,504 時間	89,758 時間	91,034 時間
		実績	90,648 時間	87,866 時間	87,550 時間
地域活動支援センター 事業	箇所数	見込	10箇所	10箇所	10箇所
		実績	9箇所	9箇所	9箇所
福祉ホーム	利用者 数	見込	20人	20人	20人
		実績	17人	17人	23人
日中一時支援事業(日帰りショートステイ)	利用者 数	見込	148人	150人	152人
		実績	136人	130人	136人
	利用 回数	見込	6,173回	6,282回	6,395回
		実績	5,473回	5,658回	5,963回
障害者スポーツ大会	参加者 数	見込	555人	583人	612人
		実績	576人	583人	584人
障害者スポーツ教室	箇所数	見込	17箇所	18箇所	19箇所
		実績	21箇所	24箇所	26箇所
点訳奉仕員養成事業	養成 人数	見込	17人	(17人)	18人
		実績	11人	7人	11人
朗読奉仕員養成事業	養成 人数	見込	10人	(10人)	11人
		実績	11人	7人	6人
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成 人数	見込	8人	9人	10人
		実績	9人	8人	9人
運転免許取得助成	助成 件数	見込	22件	23件	24件
		実績	22件	23件	51件
改造助成	助成 件数	見込	24件	25件	26件
		実績	25件	18件	35件
障害児等療育支援事業	箇所数	見込	7箇所	7箇所	7箇所
		実績	6箇所	7箇所	6箇所

3 計画で定める項目

障害のある人や障害のある子どもの地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として、以下の内容を定めます。

- ① 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下、「**成果目標**」）を設定する。
 - ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③ 地域生活支援拠点等の整備
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ② 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの**必要な量の見込み**
上記の成果目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの、成果目標を達成するために必要な量等（以下、「**活動指標**」）を設定する。
 - (1) 訪問系サービス
 - (2) 日中活動系サービス
 - (3) 居住支援・施設系サービス
 - (4) 相談支援（計画相談支援、地域相談支援）
 - (5) 障害児支援
 - (6) 発達障害者支援関係

- ③ **地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項**
地域生活支援事業の実施に関して、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定める。
 - 一 市が実施する事業の内容
 - 二 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

第6章 成果目標及び活動指標等

1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活移行者数について

※施設入所者とは、福祉施設に入所している障害のある人をいう。

【 成果目標（案） 】

ア 施設入所者の地域生活移行

平成32年度末において、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを目標とします。

平成28年度末の施設入所者数（実績）	1,403人	9%以上移行
平成32年度の地域生活への移行（目標）	127人以上	

イ 施設入所者数の削減

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを目標とします。

平成28年度末の施設入所者数（実績）	1,403人	2%以上削減
平成32年度末の施設入所者数（目標）	1,374人以下	

目標設定の考え方

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行するものの目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策（詳細は、50頁参照）、また、分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」のうち、特に「（2）障害福祉サービスの質の向上等」に係る施策（詳細は、39頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 訪問系サービス（129頁参照）
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）
- 日中活動系サービス（130頁参照）
 - 生活介護（利用者数、利用日数）
 - 自立訓練（機能訓練）（利用者数、利用日数）
 - 自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）
 - 就労移行支援（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）
 - 短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）
- 居住支援・施設系サービス（135頁参照）
 - 自立生活援助（利用者数）
 - 共同生活援助（利用者数）
 - 施設入所支援（利用者数）
- 相談支援（137頁参照）
 - 地域移行支援（利用者数）
 - 地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について

【 成果目標（案） 】

平成32年度末までに当事者や保健・医療・福祉従事者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行うための新たな協議の場を設けることを目標とします。

目標設定の考え方

精神障害のある人の数が年々増加し、精神保健福祉行政へのニーズが高まっています。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市との重層的な連携による支援体制を構築する必要があると考えました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野2「保健・医療の推進（重度障害者、難病施策の推進）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）精神保健・医療の適切な提供等」に係る施策（詳細は、44頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

2. 精神病床における入院患者について

【 成果目標（案） 】

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数は1,250人を目標とし、平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数は766人を目標とします。

平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳以上（目標）	1,250人以下
平成32年度末の一年以上長期入院患者数 65歳未満（目標）	766人以下

目標設定の考え方

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、国が提示する推計式を用いて、本市の平成32年度末の精神病床における一年以上長期入院患者数を目標値として設定しました。

イ 精神病床における早期退院率

平成32年度における、入院後3か月時点の退院率については61%以上、入院後6か月時点の退院率については83%以上、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを目標とします。

入院後3か月時点の退院率（目標）	61%以上
入院後6か月時点の退院率（目標）	83%以上
入院後1年時点の退院率（目標）	90%以上

目標設定の考え方

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、平成32年度の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）を見込み、入院後、一定の時点における退院率の目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策（詳細は、50頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 訪問系サービス（129頁参照）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援（利用者数、利用時間数）

○ 日中活動系サービス（130頁参照）

生活介護（利用者数、利用日数）

自立訓練（生活訓練）（利用者数、利用日数）

就労移行支援（利用者数、利用日数）

就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）

就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）

短期入所（福祉型・医療型）（利用者数、利用日数）

○ 居住支援・施設系サービス（135頁参照）

自立生活援助（利用者数）

共同生活援助（利用者数）

○ 相談支援（136頁参照）

計画相談支援（利用者数）

地域移行支援（利用者数）

地域定着支援（利用者数）

国の基本指針

ア 精神病床における一年以上長期入院患者数

国が掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数及び国が掲げる式により算定した平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数を目標値として設定する。

イ 精神病床における早期退院率

平成32年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84%以上とし、入院後1年時点の退院率については90%以上とすることを基本とする。

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備

○ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みについて

【 成果目標（案） 】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成32年度末までに、**少なくとも一つを整備**することを目標とします。

目標設定の考え方

今後予想される障害の重度化や障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、日頃から、身近なところで見守りや交流を行うとともに、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応を図る体制として、地域の社会資源を活用した地域生活支援拠点等の整備に取り組むこととしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野3「地域包括ケアシステムの構築」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）地域移行支援・地域生活支援の充実」に係る施策（詳細は、50頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

なし

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに**少なくとも一つを整備**することを基本とする。

成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

1. 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

【 成果目標（案） 】

平成32年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標とします。

平成28年度の一般就労への移行（実績）	177人	} 1.5倍以上
平成32年度の一般就労への移行（目標）	266人以上	

目標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数が増加している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（2）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、67頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 日中活動系サービス（131頁参照）
 - 就労移行支援（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（A型）（利用者数、利用日数）
 - 就労継続支援（B型）（利用者数、利用日数）

国の基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に、一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

2. 就労移行支援事業の利用者数に関する目標について

【 成果目標（案） 】

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目標とします。

平成28年度末における就労移行支援事業利用者数（実績）	346人	} 2割以上増加
平成32年度末における就労移行支援事業利用者数（目標）	416人以上	

目標設定の考え方

国の指針を参考に、就労移行支援事業所の利用者数は減少傾向にあるものの、一般就労への移行者数の増加を目指している本市の実情等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（2）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、67頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 日中活動系サービス（131頁参照）
就労移行支援（利用者数、利用日数）

国の基本指針

平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。

3. 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

【成果目標（案）】

平成32年度末における事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の就労移行率の実績（平成26年度から平成28年度の平均：約42%）等を考慮し、目標値を設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（2）障害者雇用の促進」に係る施策（詳細は、67頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

- 日中活動系サービス（131頁参照）
就労移行支援（利用者数、利用日数）

国の基本指針

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指すことを基本とする。

4. 就労定着支援による職場定着率に関する目標について

【成果目標（案）】

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。

目標設定の考え方

国の指針を参考に、本市の障害者しごとサポートセンター利用者の1年後の職場定着率（平成26年度から平成28年度の平均：約79%）の実績等を考慮し、目標値を設定しました。

〔目標達成のための取り組み〕

本市障害者計画の分野5「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害特性に応じた就労支援」に係る施策（詳細は、68頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔成果目標に係る事業の活動指標〕

- 日中活動系サービス（133頁参照）
就労定着支援（利用者数）

国の基本指針

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

【成果目標（案）】

既存の児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、保育所等訪問支援の対象を、平成32年度末までに、乳児院・児童養護施設の障害のある子どもに拡大し、これを含めた利用児童数等の増加を目標とします。

目標設定の考え方

本市では、児童発達支援センターは7箇所設置済みであり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

保育所等訪問支援については、平成30年度の国の制度改正により、新たに乳児院・児童養護施設が追加されます。

これらを踏まえて、障害のある子どもへの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが実施している保育所等訪問支援をより充実させる必要があると考え、対象となる施設を拡大するとともに利用児童数等の増加に向けて取り組むことを本市の目標に設定しました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、40頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、138頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）

保育所等訪問支援（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

ア 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。

イ 保育所等訪問支援の実施

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2. 主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

【成果目標（案）】

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、医療型児童発達支援事業の新規開設を支援します。

また、重度の障害等により外出が著しく困難な在宅の障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設することを目標とします。（居宅訪問型児童発達支援）

目標設定の考え方

本市には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が26箇所（児童発達支援9、放課後等デイサービス17）あり、国が示す成果目標を達成していることから、設置数に関する新たな目標設定は設けず、既存の事業所の適切な運営に引き続き取り組むこととします。

医療型児童発達支援は、現在のところ本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児等の利用ニーズがあることを勘案し、サービスの新設を支援します。

さらに、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設を、本市の目標と定めることとしました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、40頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、138頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）

医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）

居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

国の基本指針

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

3. 医療的ケア児支援の対応について

【成果目標（案）】

平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標とします。

また、医療的ケア児支援に関連する関係機関等との連携を促進することにより、児童発達支援事業等の事業量（サービス量）の増加を目標とします。

目標設定の考え方

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたため、本市においても、新たに取り組むこととしました。

さらに、医療的ケア児支援に関する新たな事業（居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーター養成）を実施することで、利用者の拡大やサービス提供者の技術向上等を図り、医療的ケア児の支援に係る各種サービスの利用児童数等の増加を目標としました。

〔 目標達成のための取り組み 〕

本市障害者計画の分野1「生活の支援（障害福祉サービスの充実）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策（詳細は、40頁参照）により、成果目標の実現に努めます。

〔 成果目標に係る事業の活動指標 〕

○ 障害児（詳細は、138頁参照）

児童発達支援（利用児童数、利用日数）

医療型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

放課後等デイサービス（利用児童数、利用日数）

居宅訪問型児童発達支援（利用児童数、利用日数）

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（配置人数）

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

2 各年度における指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み（活動指標）

指定障害福祉サービス等並びに指定通所支援等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行にともなうニーズ等を踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

（1）訪問系サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	1,989人	2,094人	2,204人
利用時間	41,929時間	42,757時間	43,630時間

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用時間：月平均利用延べ時間（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用時間）

見込量の設定の考え方

訪問系サービスは、着実に利用が増加しており、今後においても障害のある人の生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年の伸び率を基本として、平成30年度以降の見込量を設定しました。

【実施に関する考え方及び見込量確保のための方策】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	2,925人	2,965人	3,006人
利用日数	57,233人日	58,015人日	58,817人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

生活介護は、着実に利用が増加してきており、今後においても障害のある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年伸び率を基本として、平成30年度以降の見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	11人	11人	11人
利用日数	229人日	229人日	229人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

自立訓練（機能訓練）の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、またサービス提供が可能な設備や人員体制を整備している事業所に限られるため、新規事業所の増加も見込めない状況があります。このため、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ウ 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	196人	204人	212人
利用日数	3,603人日	3,970人日	4,374人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

現在の利用者数に加えて、直近の通所による生活訓練の利用者の傾向を反映して見込量としました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

エ 就労移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	394人	412人	431人
利用日数	6,589人日	6,890人日	7,208人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

平成26年度から平成28年度の3年間の伸び率や成果目標として設定した平成32年度末の利用者数を勘案し、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

事業所や利用者数の増加に向けて、法人等に新たな事業所の設置や定員の拡大、必要なサービス提供体制の確保に向けての働きかけや助言等を行うとともに、離職者や特別支援学校卒業生等に、就労移行支援事業の利用を働きかけていきます。

オ 就労継続支援（A型）

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	987人	1,039人	1,093人
利用日数	19,836人日	20,881人日	21,981人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者が増加しており、今後における利用ニーズも高く、引き続き一定規模の事業所の開設を見込まれることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

カ 就労継続支援（B型）

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	2,244人	2,397人	2,561人
利用日数	38,985人日	41,858人日	44,941人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

利用者が大きく増加しており、今後における利用ニーズも高く、事業所数の増加も見込まれることから、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

キ 就労定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	40人	50人	60人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

就労移行支援の利用者数や増加量の見込み等の本市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、ならびに開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ク 療養介護

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	285人	305人	315人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

現在の利用者数に加えて、直近の利用者の傾向及び定員数の増加を反映して見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

また、北九州市立総合療育センターの建替えに伴う、療養介護の定員数の増加等により、社会資源の確保を図ります。

ケ 福祉型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	529人	613人	711人
利用日数	3,190人日	3,664人日	4,207人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

コ 医療型短期入所

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	114人	150	198人
利用日数	495人日	608人日	746人日

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

着実に利用が増加してきており、今後における利用ニーズも高く、これまでの実績と同様の増加が見込まれるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

また、北九州市立総合療育センターの建替えに伴う、短期入所の定員数の増加により、社会資源の確保を図ります。

(3) 居住支援・施設系サービス

ア 自立生活援助

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	100人	108人	116人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数や増加量の見込み等の本市の実情を踏まえて、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

新たにサービス提供を検討している事業者への情報提供、ならびに開設に向けた支援やサービスの質の確保に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

イ 共同生活援助（グループホーム）

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	1,243人	1,367人	1,504人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

利用者が増加しており、今後における利用ニーズも高く、引き続き一定規模の事業所の開設を見込まれることから、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

ウ 施設入所支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	1,463人	1,455人	1,448人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

直近の利用者の推移や成果目標として設定した平成32年度末の利用者数を数値に基づき、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図ります。

(4) 相談支援（計画相談支援、地域相談支援）

ア 計画相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	8,100人	8,600人	9,200人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

毎年の利用者数の増加と計画を作成する相談支援専門員のこれまでの増加数を踏まえ、平成32年度における障害福祉サービス等利用者数を10,200人と見込み、そのうち90%が相談支援事業所作成の利用計画を利用するものとして見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、セルフプラン等を含めたサービス利用計画の作成を、ほぼ全ての障害福祉サービス等利用者が終了したことから、今後は相談支援事業所が作成する利用計画への移行を進める必要があります。

相談支援事業所の相談支援専門員数の増加を図るなど、見込量の確保を図ります。

イ 地域移行支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	45人	50人	55人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

平成26年度からの3年間の実績と、伸び率を勘案し見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

精神科病院において、精神障害のある人を支える医療従事者（精神保健福祉士、看護師、作業療法士等）に対し、当該サービス制度の仕組みを周知・広報し、各病院の利用実績増加を図ります。

ウ 地域定着支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用者数	80人	85人	90人

※ 利用者数：月平均利用人数（人/月）

見込量の設定の考え方

平成26年度からの3年間の実績と、伸び率を勘案し見込量としました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

当該サービスを実施したことのない指定一般相談支援事業者等を対象に、事例検討等を交えた研修会を開催し、制度の普及を図ります。

(5) 障害児支援

ア 児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	692人	733人	776人
利用日数	8,866人日	9,397人日	9,960人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

児童発達支援は、年々事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しており、今後も利用ニーズが高いと想定しています。このため、今後も増加傾向が続くと想定し、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

イ 医療型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	0人	5人	10人
利用日数	0人日	20人日	40人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

医療型児童発達支援は、現在のところ、本市に開設事業所はありませんが、医療的ケア児を受け入れている児童発達支援事業所は数箇所あります。

そこで、医療的ケア児の利用希望数を参考に、本来、医療型の利用ニーズはあると想定し、目標値として見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

病院併設の福祉型の児童発達支援事業所等に、制度や報酬等に関する情報提供や支援を行うことにより、見込量の確保に努めます。

ウ 放課後等デイサービス

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	2,390人	3,035人	3,854人
利用日数	29,436人日	37,383人日	47,476人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

放課後等デイサービスは、平成24年度以降年々事業所数の増加に伴い、利用者数も増加しています。

このため、今後も増加傾向が続くと想定し、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

エ 保育所等訪問支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	71人	76人	82人
利用日数	75人日	81人日	87人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

保育所等訪問支援は、利用者数の増加及び新規の訪問先の拡大に伴い、今後も利用者数が増加すると想定し、見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

オ 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	0人	3人	6人
利用日数	0人日	12人日	24人日

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

※ 利用日数：月平均利用延べ日数（月平均利用人数×一人当たりの月平均利用日数）

見込量の設定の考え方

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度の国の制度改正の中で創設される新規事業であり、サービス量の目標値として、在宅の医療的ケア児の外来保育等の利用実績を参考に見込量を設定しました。

※ 在宅の医療的ケア児の外来保育

市内の医療的ケア児の中に、児童発達支援の通所を希望しているが、特別な配慮が必要なため通所ができないケースがあります。このような子どもに対して、総合療育センターが試験的に人数を限定し外来保育として受け入れ、療育を行っています。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

児童発達支援センター等への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

カ 福祉型障害児入所施設

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	66人	66人	66人

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

福祉型障害児入所施設の利用者数は、平成27年度から3年間横ばい傾向です。国の制度において、入所から地域生活へ移行する取り組みを推進しており、今後も大幅な増加はないと想定し、現状維持として見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

キ 医療型障害児入所施設

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	28人	31人	34人

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

医療型障害児入所については、現在のところ満床で利用者は待機状態が継続しています。平成30年11月、新・総合療育センターが開所予定であり、定員が増加するため、利用者数の増加を想定した見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ク 障害児相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
利用児童数	2,700人	3,400人	4,200人

※ 利用児童数：月平均利用児童数（人/月）

見込量の設定の考え方

障害児相談支援の利用者数は、近年非常に増加傾向にあり、今後も大幅な増加が見込まれることから、現状の増加傾向を勘案した見込量を設定しました。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

ケ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
配置人数	1人	2人	3人

※ 配置人数：コーディネーター配置人数（人/年）

見込量の設定の考え方

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の見込みを設定しました。

- ※ 医療的ケア児等コーディネーターとは
地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修及び医療的ケア児等の支援を総合調整する者

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込量の確保を図ります。

(6) 発達障害者支援関係

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
開催回数	2回	2回	2回

※ 開催回数：年間開催回数（回/年）

見込量の設定の考え方

当協議会の前身である「発達障害者支援体制整備検討委員会」の開催回数を踏まえて、見込量を設定します。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

発達障害児者の支援に関わる機関やサービス事業者等が、定期的に課題を共有し、連携緊密化を図る場とすることで、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
相談件数	3,200件	3,200件	3,200件

※ 相談件数：年間相談件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去3カ年の助言件数を踏まえて、見込量を設定します。

【実施に関する考え方及び見込量確保のための方策】

北九州市立総合療育センター及び特別支援教育相談センター等、関係機関との連携を図りながら、相談支援を行っていきます。

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
助言件数	55件	55件	55件

※ 助言件数：月平均件数（件/年）

見込量の設定の考え方

過去3カ年の相談件数を踏まえて、見込量を設定します。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

発達障害児者支援に携わる関係機関に対し、対処方法に関する助言・指導、事例検討等を通して支援を行います。

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込み

見込む単位等	H30	H31	H32
研修、啓発件数	13件	14件	15件

※ 研修啓発件数：研修や啓発を実施した件数（回/年）

見込量の設定の考え方

過去3カ年の研修等件数を踏まえて、見込量を設定します。

【 実施に関する考え方及び見込量確保のための方策 】

行政機関の職員をはじめ、商業施設の従業員、警察官等、発達障害児者の特性を理解した適切な対応を知っておくべき職業の人々を対象とした研修を実施するとともに、イベントやシンポジウムの開催等をとおして発達障害への理解促進に取り組みます。

3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

本市では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、以下の事業を実施しています。

計画では、市が実施する地域生活支援事業について、事業量の見込み及び各年度の見込量確保のための方策を定めます。

(1) 市が実施する事業の内容

ア 必須事業

- A 理解促進研修・啓発事業
- B 自発的活動支援事業
- C 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業
 - ① 相談支援事業
 - ② 専門性の高い相談支援事業
- D 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
- E 意思疎通支援事業
 - ① 意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- F 日常生活用具給付等事業
- G 奉仕員養成研修
 - ① 手話奉仕員養成研修事業
 - ② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- H 移動支援事業
- I 地域活動支援センター機能強化事業
- J 広域的な支援事業

イ 任意事業

- A 日常生活支援事業
- B 社会参加支援事業

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、各年度の見込量の確保のための方策

ア 必須事業

A 理解促進研修・啓発事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
障害者差別解消法推進事業	有無	有	有	有

事業実施の考え方等

障害者差別解消法の推進については、本市における障害者差別の解消に向けて主体的に取り組み、市全体で共生社会の実現を目指すことを目的とする市条例に基づき、障害者団体と協働して、事業者や市民の障害及び障害のある人に対する理解を深めるための取り組みを促進します。また、全国一斉の「障害者週間（12月3日から9日）」を活用して、文化・スポーツ・就労支援等について集中的かつ効果的な取り組みを実施します。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
触法障害者支援事業	研修啓発回数	3回	3回	3回

※ 研修啓発回数：研修、啓発を実施した回数（回/年）

事業実施の考え方等

触法障害者支援については、矯正施設を経ずに地域に戻る方への支援（入口支援）についての研究会や研修会を継続的に実施し、関係機関への理解促進や啓発を行います。

B 自発的活動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
ピアカウンセリング事業	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
発達障害者総合支援（発達障害児・者家族等支援事業）	補助団体数	8件	8件	8件
地域精神保健福祉対策（ピアサポート事業）	活動件数	22件	25件	28件

※ 箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方等

発達障害児・者の家族等が実施する相談・余暇活動や、精神障害のある人のピアサポート活動を引き続き支援します。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
本人活動支援事業（ボランティア参加促進）	活動回数	96回	96回	96回

※ 活動回数：活動を実施した回数（回/年）

事業実施の考え方等

街のバリアフリー点検や啓発事業に障害のある人自身が参加する機会を提供し、参加を促していきます。

見込量については、近年の実績を基本として設定しました。

C 相談支援事業・専門性の高い相談支援事業

① 相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
障害者相談支援事業 (障害者基幹相談支援センター)	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有無	有	有	有

※ 箇所数：障害者基幹相談支援センター施設数（箇所）

事業実施の考え方等

障害者基幹相談支援センターにおいて、虐待防止センターや住居サポート事業等を併せて実施するなど、総合的・専門的な相談支援を行い、障害のある人への直接支援に加え、他の相談支援事業所への専門的な助言指導を行うことで地域の相談支援体制強化の取り組みを進めます。

② 専門性の高い相談支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
発達障害者支援センター 運営事業	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
	利用者数	976人	976人	976人

※ 箇所数：発達障害者支援センター施設数（箇所）

※ 利用者数：各年度の利用人数（人/年）

事業実施の考え方等

発達障害者支援センターによる相談支援、啓発・研修、機関支援の充実を図るとともに、北九州市立総合療育センター等関係機関との連携強化、ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施による保護者支援等の取り組みを進めます。

D 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	利用者数	10人	10人	10人
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

※ 利用者数：各年度、新規で成年後見制度利用支援を利用した人数（人/年）

事業実施の考え方等

成年後見制度については、現在の利用状況から利用支援が必要と見込まれる件数を設定しました。また、法人後見の活動支援を継続し、成年後見事業を適切に行うことが可能な体制の整備を進めます。

E 意思疎通支援事業

事業量の見込み

① 意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
手話通訳者派遣事業	派遣件数	3,110件	3,266件	3,430件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	235件	247件	259件
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	有無	有	有	有

※ 派遣件数：各年度の通訳者等派遣件数（件/年）

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	派遣件数	216件	216件	216件

※ 派遣件数：各年度の通訳者等派遣件数（件/年）

事業実施の考え方等

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する通訳者等（手話通訳者、要約筆記者）の派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績及び派遣ニーズを踏まえて設定しました。

また、視覚・聴覚の重複障害のある人の意思疎通を支援する盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行うことにより、意思伝達の手段を確保し、福祉の増進及び社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の派遣実績を基本として設定しました。

F 日常生活用具給付等事業

事業量の見込み

種目名	見込む単位等	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	給付又は貸与件数	103件	103件	103件
自立生活支援用具	給付又は貸与件数	416件	416件	416件
在宅療育等支援用具	給付又は貸与件数	326件	326件	326件
情報・意思疎通支援用具	給付又は貸与件数	348件	348件	348件
排泄管理支援用具	給付又は貸与件数	11,678件	11,912件	12,150件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用件数	31件	31件	31件
合計		12,902件	13,136件	13,374件

※ 給付又は貸与件数、利用件数：各年度の年間件数（件/年）

事業実施の考え方等

日常生活用具の給付等については、障害のある人のニーズに応じた用具の検討を行うとともに、提供体制の確保を図るなど、より利用しやすい環境づくりに努めます。

見込量については、近年の給付実績から、排泄管理支援用具については増加、それ以外の用具は現状維持として設定しました。

G 奉仕員養成研修事業

事業量の見込み

① 手話奉仕員養成研修事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
手話奉仕員養成事業	養成人数	85人	85人	85人

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
手話通訳者養成事業	養成人数	21人	21人	21人
要約筆記者養成事業	養成人数	8人	9人	10人
盲ろう者通訳・ガイド養成事業	養成人数	(15人)	15人	(15人)

※ 養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

手話奉仕員の養成講座を実施することで、聴覚に障害のある人に対する意思疎通の支援を増強し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を基本として設定しました。

また、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通を支援する専門性の高い通訳者等（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー）の養成講座を実施することで、意思疎通の支援を増強し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を基本として設定しました。

H 移動支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
移動支援事業	利用者数	603人	611人	619人
	利用時間	88,042時間	88,218時間	88,394時間
重度障害者大学等進学支援事業	利用者数	2人	2人	2人

※ 利用時間：各年度の延べ利用時間（時間/年）

※ 利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方等

移動支援事業については、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。見込量については近年の利用実績から設定しました。

重度障害者大学等進学支援事業については、大学等に通学している重度の全身性障害のある人に、通学や学校内の活動において支援を提供することで、大学等への進学支援を図ります。見込量については、市内における対象者の状況等から、利用人数を設定しました。

I 地域活動支援センター機能強化事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	箇所数	9箇所	9箇所	9箇所

※ 箇所数：各年度末の地域活動支援センター設置箇所数

事業実施の考え方等

センター設置の見込量としては、近年の実績を踏まえ現在の箇所数が継続するものとして設定しました。

J 広域的な支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
精神障害者地域生活支援広域調整等事業	ピアサポート従事者数	11人	12人	13人

※ ピアサポート従事者数：各年度に従事するピアサポートの人数（人/年）

事業実施の考え方等

国の指針等により、精神保健福祉行政の強化、及び精神障害のある人の地域移行が進むに伴いピアサポート従事者の需要が高まることが見込まれることから、従事者数は年々増加するものとして見込量を設定しました。

イ 任意事業

A 日常生活支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
福祉ホーム	利用者数	20人	20人	20人

※ 利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

事業実施の考え方等

福祉ホームにおいて、居宅その他の設備等、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活を支援します。見込量については、近年の利用状況を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
生活訓練等・中途視覚障害者緊急生活訓練	利用者数	700人	700人	700人

※ 利用者数：各年度の年平均利用人数（人/年）

事業実施の考え方等

中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、自立生活等に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を実施します。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
訪問入浴サービス	利用者数	26人	26人	26人
	利用回数	1,460回	1,460回	1,460回

※ 利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

※ 利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方等

訪問入浴サービスについては、常時介護を要する重度の身体障害のある人に適切な入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
日中一時支援事業 (日帰りショートステイ)	利用者数	135人	137人	139人
	利用回数	6,150回	6,350回	6,550回

※ 利用者数：各年度の月平均利用人数（人/月）

※ 利用回数：各年度の延べ利用回数（回/年）

事業実施の考え方等

日中一時支援事業（日帰りショートステイ）については、障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び介護負担軽減を図ります。見込量については、近年の利用実績を踏まえて設定しました。

B 社会参加支援事業

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
障害者スポーツ大会	参加者数	581人	581人	581人
障害者スポーツ教室	箇所数	22箇所	22箇所	22箇所

※ 参加者数：スポーツ大会参加人数（人/年）

※ 箇所数：スポーツ教室開催箇所数（箇所/年）

事業実施の考え方等

障害者スポーツ大会及び障害者スポーツ教室については、スポーツを通じて障害のある人の体力の維持・向上や機能回復等を図り、明るい生活形成に寄与するとともに、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の参加実績、活動実績を基本として設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
点字・声の広報等発行事業	発行回数	32回	32回	32回
点訳奉仕員養成事業	養成人数	9人	10人	11人
朗読奉仕員養成事業	養成人数	9人	10人	11人

※ 養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

点字・声の広報等発行については、本市が発行する広報物等において点字版等を作成することで、視覚・聴覚に障害のある人への情報提供に寄与し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の発行実績を基本として設定しました。

点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業については、視覚・聴覚に障害のある人のコミュニケーション等を支援する点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施することで、コミュニケーション支援を強化し、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
パソコンサポーター養成・派遣事業	養成人数	8人	9人	10人

※ 養成人数：各年度の年間養成講座受講修了者数（人/年）

事業実施の考え方等

パソコンサポーター養成・派遣事業については、パソコンやその周辺機器の使用方法等についての支援を必要とする障害のある人に、パソコン操作等の支援・指導を行うパソコンサポーターを養成・派遣することで、社会参加の促進を図ります。見込量については、近年の養成実績を踏まえて設定しました。

事業量の見込み

事業名	見込む単位等	H30	H31	H32
芸術文化活動振興	出展数	188点	207点	228点

※ 出展数：芸術文化活動への作品出展数（点/年）

事業実施の考え方等

芸術文化活動振興については、北九州市障害者芸術祭において障害者芸術作品展を実施し、障害のある人が芸術・文化活動に参加することで、本人の生きがいや自信を創出し、社会参加の促進を図ります。

見込量については、近年の出展実績と増加傾向を踏まえて設定しました。

